

監委公告第 2 号
令和4年（2022年）1月18日

熊本市監査委員 津田 征士郎

熊本市監査委員 満 永 寿 博

熊本市監査委員 井 上 学

熊本市監査委員 高 島 剛 一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表する。

目 次

包括外部監査の結果に係る措置

平成 28 年度	1
令和元年度	4
令和 2 年度	37

(関係条文)

・地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成 28 年度(2016 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【旧東保健福祉センター建物における有効活用方策の検討について：意見】 《東部出張所》 東保健福祉センター建物に関しては、被災度区分判定が「中破」であり、地震の震度は6強以上と推測されるので、補修若しくは補強すれば復旧可能な状況であると推測される。 復旧にあたっては、当該施設を複合化・多機能化することによる周辺施設の集約化などの検討も含めて、今後の活用方法について方策を検討する必要があると思われる。</p>	<p>令和2年度（2020年度）に、同一敷地内に立地する東部まちづくりセンターのあり方検討とあわせて旧東保健福祉センターの活用について検討を行った。 旧東保健福祉センターについては、熊本地震において被災度区分「中破」の判定を受け、また老朽化も進行しており、改修等に多額の費用が必要と見込まれることから、引き続き行政文書等の保管施設として活用していくこととした。</p>	<p>令和2年 （2020年） 11月24日</p>

平成 28 年度(2016 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【処分方法の検討について：意見】 《元南熊本 2 丁目保留地》 当該地は、道路向いが平成 28 年 1 月で廃止した食肉センター敷地であり、また、食肉センター敷地の隣接地では食肉業者所有の土地にマンションの建設が進んでいる。</p> <p>これまでの公売手続きからも当該地のみでの売却は困難な状況であり、市道への編入、用水路を覆ったうえで当該地と一体にしたコイン駐車場として利活用や食肉センター敷地との一体での処分等を検討する必要がある。</p>	<p>令和 3 年（2021 年）3 月 1 日に実施した一般競争入札で落札され、令和 3 年（2021 年）3 月 23 日付け土地売買契約締結した。</p>	<p>令和 3 年 （2021 年） 3 月 23 日</p>

平成 28 年度(2016 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

南区役所 天明まちづくりセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【土地の有効活用について：意見】 《銭塘・東塘市有地》 当該地には過去において塵芥処理用地であったため、土壌調査を実施して安全性を確認するとともに、所管課を天明まちづくりセンターから資産マネジメント課へ所属替えをする必要がある。そのうえで、利活用の要望について全庁的に照会を行い、他課から利活用の申請がない場合には処分すべきである。 また、部外者が侵入できないように木柵等を設置するとともに、市有地であることを示す看板の設置等、現場管理を徹底するべきである。</p>	<p>これまでに、監査意見にあるとおり部外者が侵入しないよう侵入防止柵と市有地看板を設置した。 今後の所属替えについて、資産マネジメント課によれば、当該土地は売却見込みは薄いと考えており、たとえ売却に向け土壌調査等を実施したとしても売却見込みのない土地は受け入れない方針で所属替えは厳しいとのことであった。 よって、今後は当センター所管のまま当該土地は管理していくこととし、今後も庁内における未利用地の活用希望調査に引き続きあげていくものとする。</p>	<p>令和 3 年 (2021 年) 10 月 27 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等

【固定資産の耐用年数について：指摘】

会計基準では、固定資産の減価償却に関して以下のように定めている。

償却方法：原則として定額法、最終処分場については全体計画埋立量を基礎とした生産高比例法も認められる。

※生産高比例法による最終処分場の減価償却費

＝最終処分場の取得価額 × (当該年度の埋立量／全体計画埋立量)

耐用年数：想定耐用年数（計画における使用可能年数）とする。ただし、想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「耐用年数省令」という。）」に定める耐用年数を参考にする。

残存価額：ゼロ円

平成28年分（平成30年度）の原価計算において入力されている減価償却資産を検討したところ、耐用年数等に関して以下の問題が発見された。

（ア）東部環境工場の施設の耐用年数は15年となっている。いっぽう、新西部環境工場の耐用年数は38年となっており、同様の施設であるにもかかわらず耐用年数に大幅な違いが生じている。

西部環境工場の新設にあたっては公設民営（DBO）方式が採用されている。施設の要求水準書によれば、当該施設の運営予定期間は35年間とされている。入力された償却期間38年は実際の使用見込みから算定しているということであるが、要求水準書を超える期間を設定したことについて、具体的な疎明資料はない。

ここで、耐用年数省令では鉄筋コンクリート製焼却炉の耐用年数は35年、レンガ造のそれは25年とされている。要求水準書の35年という期間は、耐用年数省令の耐用年数に一致しており、ある程度の合理性があると考えられる。

また、東部環境工場の竣工は平成6年3月であり、その17年後の平成23年には基幹的設備の整備が行われていることから、基幹的設備の耐用年数は15年程度であるとも考えられる。しかし、実際に旧西部環境工場が約30年間使用されたことも考え合わせれば、15年という償却期間は基幹的設備のみの耐用年数と考えるべきであり、全体としては15年の耐用年数は短すぎると考えられる。

このように、同様の施設について異なった耐用年数が設定されているのは不合理であるため、今後の原価計算にあたっては、統一された合理的な耐用年数を使用すべきである。また、可能であれば基幹的設備とそれ以外の設備に分けて取得価額を計算することが望ましい。

（イ）扇田環境センターの耐用年数は15年（定額法）となっている。ここで、扇田環境センターの埋立予定期間は平成15年度から平成60年度（令和30年度）までの45年間となっている。また、旧埋立地の実際の利用期間は24年間であった。

新埋立地の埋立総容積は旧埋立地の埋立総容積の95%程度であるので、この点を考慮しても約23年程度の耐用年数があるものと推定される。

これらを考え合わせれば、現状の15年という耐用年数は短すぎると考えられる。また、埋め立て処分場については残余率が計算されているはずであるので、生産高比例法による償却計算が可能なはずである。

(ウ) 北部、西部、東部の各クリーンセンター管理棟について、耐用年数はいずれも65年間となっている。北部クリーンセンターは鉄骨造、西部及び東部クリーンセンターは鉄筋コンクリート造である。耐用年数省令によれば、これらの建物の耐用年数は、事務所用のものとしてもそれぞれ38年と50年であり、現在入力されている耐用年数は設定が長すぎると思われる。

措置内容	措置日
<p>指摘事項 (ア) ~ (ウ) に対し、令和元年度 (平成30年分) 会計基準の作成時において確認、修正を行った。</p> <p>(ア) 東部環境工場の耐用年数について、施設本体は耐用年数省令で示される耐用年数35年に修正して西部環境工場と統一させ、平成23年の基幹的設備整備に伴う追加投資分は施設本体と分けて標記し、耐用年数を15年とした。</p> <p>(イ) 扇田環境センターの施設に係る耐用年数は指摘のとおり23年とした。</p> <p>(ウ) 北部、西部、東部の各クリーンセンター管理棟の耐用年数については、耐用年数省令で示されるとおり、鉄骨造の北部クリーンセンターは38年、鉄筋コンクリート造の西部及び東部クリーンセンターは50年とした。</p>	<p>令和3年(2021年) 3月2日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>【計算結果の利用について：意見】</p> <p>熊本市では、会計基準を適用した原価計算を、基準が公表された平成 19 年度以降毎年実施している。ここで、会計基準の目的には以下の二つがあげられている。</p> <p>(ア)外部公表目的 一般廃棄物会計基準に従って作成した一般廃棄物処理事業の財務諸表を公表することで社会に対する説明責任を果たす。</p> <p>(イ)内部管理目的 一般廃棄物処理事業の管理ツールとして利用することによって、一般廃棄物処理事業の効率化を図る。</p> <p>上記の目的のうち、外部公表目的については「廃棄物処理事業概要」に算定結果が記載されており、外部に公表されている。しかし、事業概要以外では市の広報、ホームページ等への記載はなく、市民に対する公開のあり方として現状が十分であるのか検討の余地がある。</p> <p>いっぽう、内部管理目的での利用としては、平成 24 年度に行った処理料金改定に際して料金設定の参考とした実績がある。しかし、それ以降はもっぱら他の自治体からの照会に回答するのみであり、他都市との比較や委託と直営単価との比較等の管理目的では利用していない。</p> <p>熊本市は経年推移としての原価計算データを有しているのであるから、その内容を精査し、原価の現状分析と将来の予測等を行い、一般廃棄物処理事業の効率化に資するデータとすることが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>計算結果の利用について、外部公表目的として、毎年度「廃棄物処理事業概要」に算定結果を記載し、ホームページで公表しているが、今後は経年推移がわかる形で公表を行うこととした。</p> <p>内部管理目的としては、随時、原価計算データを委託と直営との比較等に利用しているところだが、今後は、一般廃棄物処理実施計画の策定に合わせて、毎年現状分析等を行い、事業の見直しや効率化を図る目的でデータを活用する。</p>	<p>令和 3 年(2021 年) 3 月 2 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>【行政コスト計算書の活用について：意見】</p> <p>会計基準では、原価計算だけでなく一般廃棄物の処理に関する行政コスト計算書（以下、「行政コスト計算書」と略。）の作成も示されている。行政コスト計算書とは、一般廃棄物会計の対象期間における市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う費用と、当該事業から得られた収益の取引高を表示したものである。</p> <p>行政コスト計算書を作成する意義は、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性や経済性を検証できるとともに、その効果（アウトカム）を評価する上で有用な情報を得ることができることとされている（「会計基準 3」の 1 及び 2 より）。</p> <p>また、この行政コスト計算書は環境省のエクセルに数値を入力することで自動的に作成されるようになっている。</p> <p>しかし、現在、熊本市ではこのような行政コスト計算書を作成している（エクセルの入力結果として保持している）ものの、その結果は公表されていない。また、行政コスト計算書の計算結果に対する分析も行っていない。</p> <p>原価計算の結果はそれ自体有用な情報である。しかし、廃棄物処理費用の中には原価計算の範囲に含まれていないものもある。例えば、不法投棄廃棄物に係る費用や資源物の売払収入・売電収入等がそれである。</p> <p>これらは原価計算の対象とはなっていないものの、一般廃棄物処理コスト全体を考えた場合、その効率性を図るためには考慮されるべきものであり、このため行政コスト計算書の計上項目とされている。</p> <p>このように行政コスト計算書は、原価計算とは違った情報提供のツールとしての役割があるため、市民にとっては行政コスト計算書の結果も有用な情報となりうるものである。したがって、今後は行政コスト計算書を公表する、またはその結果を分析する等の活用を行うことが望ましい。</p>	
措置内容	措置日
<p>行政コスト計算書については、会計基準を適用した原価計算結果と併せて、経年推移がわかる形でホームページで公表を行うこととした。</p>	<p>令和3年(2021年) 3月2日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>【配送保管業者における指定収集袋の在庫数差異について：指摘】</p> <p>配送保管業者が提出した指定収集袋の受払記録を検証したところ、平成30年度末の在庫で1箱(500袋)の差異が生じていた。これは、H31年3月の可燃45Lの納品の際に製造業者が1箱持ち帰ったものがあり、その1箱について、サンプル数から差し引くべきものを、在庫から差し引いてしまったため、差異が生じたものである。</p> <p>市では、指定収集袋配送保管業務委託仕様書に基づき、委託業者から「入出庫報告」「配送実績報告書」「在庫数量報告」「不良品等回収報告」等の報告を受けている。</p> <p>これらの配送実績に基づき、出庫数に関してモニタリングは行っていたが、月末在庫数については両社のデータ間に差異がないかの確認のみで、実際の入出庫からの算出は行っていなかった。</p> <p>指定収集袋について市は、ごみ減量を目的としたものであり廃棄物処理の対価とは捉えていない。しかし、そのいっぽうでこの袋によってごみ処理収入が計上されるのであるから、一定の金銭的価値を有する。この点において前払処理券と同様の性質を有することは明らかである。</p> <p>前払処理券の管理については受払簿が整備され、残高の管理を行っているのであるから、配送保管業務を委託しているとはいえ、市には一定水準での残高管理を行うことが求められる。そのためには、受払の正確性を検証するとともに、少なくとも年1回程度は実地棚卸に立ち会うなどして、残高管理の適正性を確保すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>指定収集袋の残高管理について、配送保管業者が実施する棚卸(毎月実施)に年1回程度立ち会うこととした。</p>	<p>令和2年(2020年) 12月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	
<p>【ごみゼロコールに関する苦情の処理について：意見】</p> <p>大型ごみの処理依頼窓口は「ごみゼロコール」であるが、ごみゼロコールは、大型ごみの受付以外にも各種の相談・問い合わせや苦情の受付窓口となっている。</p> <p>ごみゼロコールに寄せられた各種苦情については苦情内容を大型ごみ収集支援システムに入力し、苦情内容の一覧をアウトプットした後、苦情内容のいかんによって所管部署へ回付される。また、所管部署間で連絡調整が必要な場合には連絡票を作成し、各部署で分担して処理にあたっている。</p> <p>処理が終了したものについては、収集運搬に係るもの等、委託処理業者への周知徹底が必要なものについては苦情内容をシステム内で申し送り、再度のトラブル発生を防ぐ努力を行っている。</p> <p>ここで、受け付けた苦情のうち、上記以外のものはその都度の対応を行った後に特段の原因分析や申し送り等を行っていない。苦情には業務改善につながるものもあるはずなので、受け付けた苦情の内容を分析し、業務改善につなげることを期待する。</p>	
措置内容	措置日
<p>ごみゼロコールで受け付けた苦情内容を集計し、令和3年(2021年)10月に開催した受託者会議(年2回開催)において周知を行い、業務改善を図った。今後も受託者会議において苦情内容の周知・共有を図り、業務の改善につなげていく。</p>	<p>令和3年(2021年)10月12日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【大型ごみ収集支援システムへの入力について:意見】 2019年10月より大型ごみ収集支援システムが稼働しているが、システムへの入力基準がなく、委託先は利用できない仕組みになっている。</p> <p>廃棄物計画課が大型ごみ収集支援システムの入力基準を定めるとともに、システムの分析結果を委託先にフィードバックできるようにすることで、ルール違反ごみが出やすいステーションの改善につながり、道路の状況や事故が起きやすい地点等の情報を共有化することで、安全性の向上も期待されるにつながるものと思われる。</p> <p>また、情報を集約、分析することで委託業者が変更になった場合の引き継ぎが円滑になることが期待される。</p>	<p>令和3年(2021年)5月にシステムへの入力基準を定め、関係各課に周知を行った。今後は入力内容を委託業者にフィードバックすることで、業務の改善につなげていく。</p>	<p>令和3年 (2021年)5 月27日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 ごみ減量推進課

指摘事項等	
<p>【PDCA サイクルに基づく点検評価体制の確立について：意見】</p> <p>事業に係る成果の測定に関して、集団回収登録団体数、登録団体の年間実施回数、一回あたりの再生資源回収量、助成金額といった実績の把握（モニタリング）ができている点は評価に値する。</p> <p>しかし、事業の目的はリサイクル率の向上であることから、少なくとも定量的に分析が可能な項目については、それらの指標を基に目標達成のための解決案が講じられ、実行に移されることが重要なはずである。</p> <p>現状ではそれらモニタリング指標についての目標値が定められていないため、リサイクル率の目標を達成するために、再生資源の集団回収助成事業において現状実施しているモニタリング項目ごとに、具体的な目標を設定し、目標達成に向けた適切な努力することが望まれる。</p> <p>つまり、リサイクル率を目標値に近づけるために、この事業のKPI（Key Performance Indicator:重要業績評価指標）を設定し（例えば集団回収の登録団体数の目標数字や、登録団体当りの参加人数や登録団体当りの年間平均実施回数など）、これに基づいた振り返りや次年度の計画策定など、この事業を通したリサイクル率の向上を達成するためのPDCAサイクルに基づく点検評価体制を確立していく必要があると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>事業内容をイメージしやすく、親しみのある名称に変更することで、制度浸透による登録団体の増加を図りリサイクル活動の活性化を図ることを目的に、令和3年（2021年）7月に制度名を再生資源集団回収から市民リサイクル活動に名称を変更するとともに、回収量助成金を政令市でトップとなる7円/1kgに引き上げた。今後回収量の多い団体等を広報誌に掲載するほか、記念品や感謝状の贈呈などを行い、更なる活性化を図る予定。</p> <p>一方で、コロナ禍の収束が見通せず、従来の地域活動が制限されるなど先の予測が困難な面もあることから、引き続き、モニタリングと振り返りを継続し制度活性化の取り組みを継続する。</p>	<p>令和3年(2021年) 7月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 ごみ減量推進課

指摘事項等	
<p>【家庭生ごみ処理機助成に係る点検評価体制について：意見】</p> <p>基本計画においては、成果指標 2 として、「市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）」の目標値を、平成 32 年度：450g/人・日（平成 21 年度比 20%削減）と設定している。</p> <p>この目標値を達成するための事業のひとつとして、ごみ減量推進課では、家庭用生ごみ処理機について、購入者に対する助成を実施している。しかしながら、生ごみ処理機を導入することによる家庭ごみ処理量の削減効果などの具体的なモニタリング項目が設定されておらず、成果指標 2 の目標達成に向けてどれくらいの効果があるか検証されていない。</p> <p>有効で効率的な事業を進めていくために、成果指標 2 の目標達成のための当該事業における適切なモニタリング項目の設定と仮説に基づいた項目ごとの具体的な目標値を設定し、モニタリング項目の目標値達成に向けた適切な努力をすることが望まれる。そのうえで助成に関する検討をすることで、より意義のある事業となると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 3 年（2021 年）6 月に過去 3 年以内に助成金を申請された市民を対象にアンケート調査を行った。約 340 名から回答をいただき、57%の方が毎日使用されており、また、購入してよかったと思う割合では 98%の方がよかったと回答もあり、一定の効果が確認された。一方で、アンケート結果から推計した年間の生ごみ削減量は約 5 トンであり、本市の家庭ごみに占める割合は大きいものではないため、事業のあり方について他に効果的な取組が無いかを含め引き続き検討する。</p>	<p>令和 3 年（2021 年） 6 月 30 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【減量美化制度の周知について：意見】</p> <p>ごみの減量にとって、地域住民の自主的なリサイクル意識の向上や、地域住民自らがごみステーションの美化に努めるという文化の確立は重要である。地域住民によってごみステーションを管理している状況や、再生資源の集団回収等を地域の住民団体の申請に基づき実施されている点からみれば、当該減量美化事業は意義があると言える。</p> <p>この事業をより有効に運用する上で、当該事業の周知を図ることは重要である。ごみ減量推進課では、減量美化制度についてパンフレットを作成し、各区の総務企画課に設置するなどして制度の周知を図っている。</p> <p>しかしながら、監査人が複数名に当該事業の認知状況についてヒアリングを実施したところ、知っているとは回答した者がいなかった。この点から、この制度が広く市民に周知されているとまでは言えない状況であると考えられるため、今後はより積極的に周知に取り組んでいくことが望まれる。</p>	<p>全町内自治会長向けに当課で所管するさまざまな支援制度等を紹介する文書の中で本事業についても周知を行った。今後も積極的な広報行い制度の更なる浸透に努めたい。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月8日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 ごみ減量推進課

指摘事項等	
<p>【ルール違反時のシール貼付の記録及び記録したデータの活用について：意見】</p> <p>収集運搬委託業者に対しては、月ごとにルール違反シールの貼付枚数及び在庫枚数を報告させ、集計をとっている。貼付枚数が少ない業者については、その都度状況を聞き取り、貼付指導を行うほか、年2回の受託者会議においても別途指導しているとのことである。</p> <p>しかし、ごみ収集時発見したルール違反ごみについて、ルール違反シールを貼付せずに放置するという問い合わせがたびたび発生しており、シールの貼付枚数で確認されるものよりも、実際のごみ出し時のルール違反の件数はもっと多いのではないかという疑問がある。</p> <p>委託業者に対するルール違反シールの貼付枚数の報告を徹底した上で、どの地区でルール違反が発生しているのかまで、記録し把握することが重要だと考える。このことにより地域ごとのルール違反件数が見える化されることで、地域ごとに効果的な対策を講じることができるはずである。</p> <p>現状を把握したうえで、効果的な対策を実施することにより、当該事業の目的である地域の良好な生活環境の向上を図ること可能になるものと考えている。</p>	
措置内容	措置日
<p>委託業者のルール違反シールの貼り付けについては、日頃から指導を行っている。また、受託者会議において、違反シールを貼らずに取り残していることへの苦情がごみゼロコールに寄せられていること等を周知し、改めて貼り付けの徹底を指導したところである。</p> <p>また、委託業者は1日の違反シールの貼付状況（発生個所、違反内容等）を管轄するクリーンセンターに報告していることから、各クリーンセンターでは違反件数が多い地区等を把握している。加えて、各クリーンセンターの啓発推進班は、必要に応じて現場確認や自治会等と連携して啓発を行うなど、効果的な対策を実施している。</p>	<p>令和3年(2021年) 10月12日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 ごみ減量推進課

指摘事項等	
<p>【事業者の評価ランク設定について：意見】</p> <p>事業者への立入指導の際は、チェックリスト形式の調査票を作成し必要な項目が網羅的にチェックされている点は評価される。しかし、立入調査の結果として事業者の事業ごみの処理状況について評価ランク付（例：A, B, C, D, E）までは実施されていないため、調査結果表からは優良な事業者と優良でない事業者とが区別し難い状況となっている。</p> <p>より効果的に調査・指導できる事業とするために、対象事業者の評価ランク付を行い、現状の約5年に一回の訪問調査頻度を評価ランクで差をつけてみてはどうか。</p> <p>評価ランクごとの訪問調査頻度に差をつけることで、優良事業者への調査回数を減らすことができるとともに、その分をより問題のある事業者へ振り分けることができる。また、事業者にとっても優良事業者となるモチベーションが生じる。その結果、効果的な調査・指導となることが期待できる。</p> <p>さらに、評価付を毎年同じ基準で実施することで、この事業における適切な目標値を設定することも可能になると考えられる。</p>	
措置内容	措置日
<p>これまでの立入調査の結果に基づき、すべての多量排出事業所の評価ランク付を行い、令和3年度（2021年度）からは評価ランクに応じた立入調査を実施することとした。</p>	<p>令和3年(2021年) 4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 北部クリーンセンター

指摘事項等	
<p>【管理簿の作成及び実地棚卸の実施について：意見】</p> <p>北部クリーンセンター内の物品は、受入れ数量及び払出し数量並びに残高数量の把握を行っておらず、実地棚卸も行っていない。</p> <p>また、現場視察時には、購入後長期間にわたって使用していないと推察されるものが散見された。</p> <p>物品の購入・払出し・残高に関しては、『熊本市物品会計規則』において、必要に応じて帳簿を作成することとされている。</p> <p>帳簿を作成することで物品の減耗や、長期収蔵品等の把握が可能となる。</p> <p>また、棚卸を行うことで、帳簿数と実数の差異原因を調査し、使途不明の有無の把握が可能となり、同時に帳簿数と実数を一致させることができるため、帳簿の正確性を担保する。</p> <p>さらに、棚卸を実施することで不用の決定を行うことが可能となり、売却または廃棄を行うことが可能となる。それらの効果を通じて、職員の管理意識の向上に寄与することが期待される。</p> <p>このように、帳簿の作成及び期末棚卸を行う意義は小さくないと考えられるため、必要性の有無を再検討し、帳簿作成と期末棚卸を行うことが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>管理が必要な物品については、帳簿を作成し期末棚卸を行うこととした。</p>	<p>令和3年(2021年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【月例点検及び作業開始前点検について：指摘】</p> <p>月例点検及び作業開始前点検は行っているものの、油圧装置に関する点検等、実際の点検が不足している項目がある。また、点検記録には点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときの内容の記録が必要であるにもかかわらず、記録していない。加えて、点検を行っている項目について、現状では点検記録を1年間しか保存していない。</p> <p>機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第60号）に従って、月例点検及び作業開始前点検の必要項目をもれなく行い、必要な項目を全て記録し、これを3年間保存する必要がある。</p>	<p>機械式ごみ収集車の月例点検においては、必要な点検を行い、点検記録を3年間保存することとした。</p>	<p>令和3年 (2021年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【年次点検について:指摘】 月例点検及び作業開始前点検で実施している項目を除き、年次点検を行っていない。</p> <p>このため、月例点検及び作業開始前点検で不足している油圧装置に関する点検等のほか、年次点検でのみ必要である電気系統等、点検が不足している項目がある。</p> <p>また、点検記録には点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときの内容の記録が必要であるにもかかわらず、記録していない。加えて、点検を行っている項目について、現状では点検記録を1年間しか保存していない。</p> <p>機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第60号）に従って、年次点検の必要項目を漏れなく行い、必要な項目を全て記録し、3年間保存する必要がある。</p>	<p>機械式ごみ収集車の年次点検においては、必要な点検を行い、点検記録を3年間保存する。</p>	<p>令和3年 (2021年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【熊本地震後の安全性の調査について：意見】</p> <p>平成 28 年の熊本地震後に、旧事務室と計量の事務棟及び管理員宿舎であった建物については安全性の調査を行っていない。倉庫としてではあるが地震後にも使用しており、特に計量の事務棟及び管理員宿舎であった建物については、令和元年度から植木地区のふれあい収集業務を北部クリーンセンターで行うようになったことに関連して週 3 回程度の出入りがある。</p> <p>週 3 回程度であっても、使用する以上は安全性の調査を行い、その結果を受けて今後も使用するか否かの判断を行うことが望ましい。</p>	<p>今後も仮置き場として利用するため、業者へ依頼し建物の修繕（補強）を行った。</p>	<p>令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【計量の事務棟及び管理員宿舎であった建物の管理について：指摘】</p> <p>計量の事務棟及び管理員宿舎であった建物の窓ガラスが、複数箇所割れたまま放置されている。</p> <p>敷地・建物には十分な広さがあり誤って接触する可能性は高いとは言えないが、引き続きこの建物を使用する場合には、不測の事態に備えて割れたガラスを完全に取り外す等の処置を行う必要がある。</p> <p>なお、現状では使用するのに危険ということで、視察翌日には割れたガラスが撤去されていることを確認している。</p>	<p>割れたガラスは全て撤去済みであり、修繕の際にベニア板を張り付け修繕を行った。</p>	<p>令和3年 (2021年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【文書保存期間について： 指摘】 『支出命令書』『伺文書』 等、文書保存期間を超えて 保存されている文書があっ た。 文書の保存については、『熊 本市文書に関する訓令』に 従い適切に管理すべきであ る。</p>	<p>保存期間を超えている文書は廃棄済。</p>	<p>令和3年 (2021年)1 月29日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 西部クリーンセンター

指摘事項等	
<p>【管理簿の作成及び期末棚卸の実施について：意見】</p> <p>西部クリーンセンター内の物品は、受入れ数量及び払出し数量並びに残高数量の把握を行っておらず、実地棚卸も行っていない。</p> <p>また、現場視察時には、購入後長期間にわたって使用していないと推察されるものが散見された。</p> <p>物品の購入・払出し・残高に関しては、『熊本市物品会計規則』において、必要に応じて帳簿を作成することとされている。</p> <p>帳簿を作成することで物品の減耗や、長期収蔵品等の把握が可能となる。</p> <p>また、棚卸を行うことで、帳簿数と実数の差異原因を調査し、使途不明の有無の把握が可能となり、同時に帳簿数と実数を一致させることができるため、帳簿の正確性を担保する。</p> <p>さらに、棚卸を実施することで不用の決定を行うことが可能となり、売却または廃棄を行うことが可能となる。それらの効果を通じて、職員の管理意識の向上に寄与することが期待される。</p> <p>このように、帳簿の作成及び期末棚卸を行う意義は小さくないと考えられるため、必要性の有無を再検討し、帳簿作成と期末棚卸を行うことが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>管理が必要な物品に関しては、帳簿を作成し期末棚卸を実施することとした。</p>	<p>令和3年(2021年)4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【月例点検について:指摘】 月例点検については、行っているものの、記録が不十分である。車両運行報告書において、点検年月日と原動機等の車両部分についての点検箇所の記録があるが、点検方法、積込装置、油圧装置、電気系統、安全装置その他についての点検箇所、点検の結果、点検を実施した者の氏名及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときの内容の記録が必要であるにもかかわらず、それらを記録していない。</p> <p>機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第60号）に従って、月例点検を行った際には、必要な項目を全て記録し、3年間保存する必要がある。</p>	<p>機械式ごみ収集車の月例点検は、必要な項目を点検し点検結果を記録簿に記載し3年間保存することとした。</p>	<p>令和3年 (2021年)3 月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 西部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【年次点検について:指摘】 月例点検で実施している項目を除き、年次点検を行っておらず、点検を行っている部分についても記録が不十分である。車両運行報告書において、点検年月日と原動機等の車両部分についての点検箇所の記録があるが、点検方法、積込装置、油圧装置、電気系統、安全装置その他についての点検箇所、点検の結果、点検を実施した者の氏名及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときの内容の記録が必要であるにもかかわらず、それらを記録していない。 機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第60号）に従って、年次点検の必要項目を漏れなく行い、必要な項目を全て記録し、3年間保存する必要がある。</p>	<p>機械式ごみ収集車の年次点検は、必要な項目を点検し点検結果を記録簿に記載し3年間保存することとした。</p>	<p>令和3年 (2021年)3 月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部クリーンセンター

指摘事項等	
<p>【管理簿の作成及び実地棚卸の実施について：意見】</p> <p>東部クリーンセンター内の物品は、受入れ数量及び払出し数量並びに残高数量の把握を行っておらず、実地棚卸も行っていない。</p> <p>また、現場視察時には、購入後長期間にわたって使用していないと推察されるものが散見された。</p> <p>物品の購入・払出し・残高に関しては、『熊本市物品会計規則』において、必要に応じて帳簿を作成することとされている。</p> <p>帳簿を作成することで物品の減耗や、長期収蔵品等の把握が可能となる。</p> <p>また、棚卸を行うことで、帳簿数と実数の差異原因を調査し、使途不明の有無の把握が可能となり、同時に帳簿数と実数を一致させることができるため、帳簿の正確性を担保する。</p> <p>さらに、棚卸を実施することで不用の決定を行うことが可能となり、売却または廃棄を行うことが可能となる。それらの効果を通じて、職員の管理意識の向上に寄与することが期待される。</p>	
措置内容	措置日
<p>管理が必要な物品については、棚卸を行い、帳簿を作成し管理を行うこととした。</p>	<p>令和3年(2021年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【月例点検について:指摘】 月例点検については、行っているものの、記録が不十分である。車両運行報告書において、点検年月日と原動機等の車両部分についての点検箇所の記録があるが、点検方法、積込装置、油圧装置、電気系統、安全装置その他についての点検箇所、点検の結果、点検を実施した者の氏名及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときの内容の記録が必要であるにもかかわらず、それらを記録していない。</p> <p>機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第60号）に従って、月例点検を行った際には、必要な項目を全て記録し、これを3年間保存する必要がある。</p>	<p>機械式ごみ収集車の月例点検においては、必要な点検を行い、点検記録を3年間保存することとした。</p>	<p>令和3年 (2021年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【年次点検について:指摘】 月例点検で実施している項目を除き、年次点検を行っておらず、点検を行っている部分についても記録が不十分である。車両運行報告書において、点検年月日と原動機等の車両部分についての点検箇所の記録があるが、点検方法、積込装置、油圧装置、電気系統、安全装置その他についての点検箇所、点検の結果、点検を実施した者の氏名及び点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときの内容の記録が必要であるにもかかわらず、それらを記録していない。</p> <p>機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（基発第60号）に従って、年次点検の必要項目を漏れなく行い、必要な項目を全て記録し、3年間保存する必要がある。</p>	<p>機械式ごみ収集車の年次点検においては、必要な点検を行い、点検記録を3年間保存することとした。</p>	<p>令和3年 (2021年) 3月31日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【個別のごみ搬入者について：意見】</p> <p>搬入ごみ調査において高い確率で指導対象となっている搬入業者が存在する。後納業者に対しては他の事業者と比べて、より強い指導が望まれる。</p> <p>現在は、担当職員の経験則から任意に調査対処を定め、このことが指摘件数を高める効果をもたらしているとも考えられるが、このような調査指導は適正な廃棄物処理を実現する上で非常に重要な要素であると考えられるため、調査の範囲、回数等をマニュアル化することが望ましい。</p>	<p>現在は、すべてのごみ搬入者に目視により違反ごみの有無を調査し、その上で違反が疑われる搬入業者に対して、ごみ展開調査を実施している。また、併せて、チラシ配布等による啓発指導も随時行っており、適正な廃棄物処理に努めている。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【搬入ごみ調査報告書の分析と結果の活用について：意見】</p> <p>管理班投入の職員は、搬入ごみ調査報告書を作成している。搬入ごみ調査報告書には調査日、調査対象者、搬入不適物の有無と内容等を記載し、状況がわかる写真も残している。</p> <p>しかしながら、管理班においては報告書の分析を行うことなく、調査結果の活用が不十分な状態である。ごみ搬入者ごとの分析を行うことで、ごみ搬入者ごとの調査頻度の調整や指導の強弱の必要性が明らかとなり、担当職員全体へ方針を伝えることが可能となる。これは、適正なごみ処理と再生利用（リサイクル）の拡大につながるものである。したがって、搬入ごみ調査報告書の分析を行い、その結果を調査と指導に活用することが望まれる。</p>	<p>違反ごみ搬入業者に対しては、厳しく指導するとともに報告書を作成し、関係課と情報の共有化を図っている。また、違反ごみの搬入事例については、内部研修等により職員間で共有し、意識向上、再発防止に努めている。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部環境工場

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【搬入ごみ調査の件数について：指摘】</p> <p>搬入ごみ調査の件数に関し、「搬入ごみ調査及び報告フロー」上、「当面は、午前3台以上午後3台以上/1日の展開調査を実施する」とある。しかしながら、平成30年度の実際の調査件数は、1日当たり1.1件であった。</p> <p>これは、震災ごみの搬入が続いており毎日の搬入量が多く、ごみの搬入を優先したためとはいえ、「搬入ごみ調査及び報告フロー」と実績には著しい乖離がある状況である。また、調査件数が少ないことは、検査結果の違反率と実際の違反率に乖離を生じさせる要因となる。したがって、「搬入ごみ調査及び報告フロー」記載のとおり、搬入ごみ調査の件数を増加させる必要がある。</p>	<p>現在は、目視により違反ごみの有無を調査し、その上で違反が疑われる搬入業者に対して、ごみ展開調査を実施している。また、併せて、チラシ配布等による啓発指導も随時行っており、適正な廃棄物処理に努めている。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 東部クリーンセンター

指摘事項等	
<p>【建物内の一部の私物による占有について：指摘】 東部クリーンセンターの建物内を視察したところ、建物内の一部（一部屋）が私物のトレーニング機材で占有されていた。</p> <p>市によれば、トレーニング機材は市の財産ではなく、私物（退職職員が残していったものなど）であるとのことである。また、クリーンセンター職員は体力を使う業務に従事しており、体力維持のため、一部の職員が業務時間外で利用しているとのことである。</p> <p>しかし、クリーンセンターの建物は行政財産であり、「公用又は公共用に供」という行政財産の定義に鑑みると、建物内の一室を私物で占有し、一部職員が使用するという状態は適切とは言えない。</p> <p>市は、行政財産の定義に鑑み、現在の利用状況を改める必要がある。もしくは、「業務の一環」であるとして現状の利用方法を是認するのであれば、市は現在の利用状況が法的に適切であることの根拠に関して整理を行ったうえで、文書として明文化すべきである。</p>	
措置内容	措置日
私物（トレーニング機器等）はすべて撤去済。	令和3年(2021年)3月31日

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 西部クリーンセンター

指摘事項等	
<p>【建物内の一部の私物による占有について：指摘】</p> <p>西部クリーンセンターの建物内を視察したところ、建物内の一部（会議室の一部）が私物のトレーニング機材で占有されていた。また、別の一部屋が卓球台（私物）により占有されている状態であった。</p> <p>市によれば、トレーニング機材及び卓球台は市の財産ではなく、私物（退職職員が残っていたものなど）であるとのことである。また、クリーンセンター職員は体力を使う業務に従事しており、体力維持のため、一部の職員が業務時間外で利用しているとのことである。</p> <p>しかし、クリーンセンターの建物は行政財産であり、「公用又は公共用に供」という行政財産の定義に鑑みると、建物内の一室を私物で占有し、一部職員が使用するという状態は適切とは言えない。</p> <p>市は、行政財産の定義に鑑み、現在の利用状況を改める必要がある。もしくは、「業務の一環」であるとして現状の利用方法を是認するのであれば、市は現在の利用状況が法的に適切であることの根拠に関して整理を行ったうえで、文書として明文化すべきである。</p>	
措置内容	措置日
トレーニング機器等（私物）はすべて撤去済。	令和3年(2021年)3月31日

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 廃棄物計画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【東部交流センターの所管課について（東部交流センター）：意見】</p> <p>東部交流センターの土地及び建物については、廃棄物計画課が所管している。いっぽう、東部交流センターの管理運営を担う指定管理者の選定、監督等は、東部環境工場において行われる。</p> <p>このように、土地及び建物の所管は廃棄物計画課、管理運営の所管は東部環境工場となっているが、所管を分ける必要性はないと考えられる。むしろ、固定資産とその管理運営を一体的に所管したほうが効率的かつ効果的に事業が実施できると思われる。</p> <p>したがって、東部交流センターの土地及び建物の所管については、廃棄物計画課から東部環境工場へ所管換えすることが望ましい。</p>	<p>東部環境工場と協議し、東部交流センターを東部環境工場の所管とすることが事業実施の効率化につながると判断。公有財産引継書を令和2年（2020年）12月24日付けで作成し、令和3年（2021年）1月1日に所管替を行った。</p>	<p>令和3年 （2021年）1 月1日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 ごみ減量推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【ストックヤードの所管換えと有効活用について（旧リサイクル情報プラザ）：意見】</p> <p>旧リサイクル情報プラザ所管の建物について、一部は解体されつつあるが、解体中のリサイクル情報プラザの建物に隣接しているストックヤードについては、リサイクル情報プラザ閉鎖後も所管課であるごみ減量推進課が倉庫として使用している。</p> <p>リサイクル情報プラザが閉鎖したため、ごみ減量推進課から離れた場所にあるストックヤードを当該課が所管する合理性は高くないと考えられる。そのいっぽうで、まだ老朽化しておらず、十分に利用できるため、解体撤去するのは望ましいとは言えない。</p> <p>したがって、ストックヤードについては、例えばもっとも近隣の東部環境工場へ所管換えを行って管理するなど、適切な所管換え及びさらなる有効活用を行うことが望ましい。</p>	<p>ストックヤードについては、ごみ減量リサイクルに資する建物として平成 22 年度に国庫補助金（循環型社会形成推進交付金）を受けて建設しており、引き続き当課で所管し、主にごみ減量リサイクルの推進に関する啓発グッズやボランティア清掃用の用具等を保管すること目的として使用する。</p>	<p>令和 3 年 (2021 年) 11 月 1 日</p>

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 北部クリーンセンター

指摘事項等	
<p>【建物内の一部の私物による占有について：指摘】 北部クリーンセンターの建物内を視察したところ、建物内の一部（一部屋）が私物のトレーニング機材で占有されていた。</p> <p>市によれば、トレーニング機材は市の財産ではなく、私物（退職職員が残していったものなど）であるとのことである。また、クリーンセンター職員は体力を使う業務に従事しており、体力維持のため、一部の職員が業務時間外で利用しているとのことである。</p> <p>しかし、クリーンセンターの建物は行政財産であり、「公用又は公共用に供」という行政財産の定義に鑑みると、建物内の一室を私物で占有し、一部職員が使用するという状態は適切とは言えない。</p> <p>市は、行政財産の定義に鑑み、現在の利用状況を改める必要がある。もしくは、「業務の一環」であるとして現状の利用方法を是認するのであれば、市は現在の利用状況が法的に適切であることの根拠に関して整理を行ったうえで、文書として明文化すべきである。</p>	
措置内容	措置日
私物（トレーニング機器等）は令和3年度内に全て撤去済。	令和3年(2021年)3月31日

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の一般廃棄物処理関連事業について～

環境局 環境施設課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【西部環境工場における固定資産台帳への一部登録漏れについて：指摘】</p> <p>西部環境工場は、旧西部環境工場の老朽化に伴う建て替えのため、平成24年4月に着工し、平成28年9月に竣工したが、西部環境工場の支出関係資料に記載された支出額のうち、「その他（土木造成・外構・解体・産廃処理費）」については固定資産台帳に登録されていない。</p> <p>このうち少なくとも土木造成879,482千円及び外構52,685千円については、固定資産台帳に登録する必要があると考えられる。</p> <p>投下資本の適切な把握、固定資産の適切な管理及び統一的な基準による公会計における減価償却費の適切な算定のため、資本的支出については漏れなく固定資産台帳に適切に登録する必要がある。</p>	<p>令和2年(2020年)9月2日、土木造成879,482,117円及び外構52,685,162円について、固定資産台帳に登録を依頼し、その後「固定資産台帳(令和元年度末)」に登録完了した。</p> <p>令和3年(2021年)3月に公開済み。</p>	<p>令和3年(2021年)3月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【受診票作成枚数について：指摘】</p> <p>妊婦健康診査を受けるための受診票は毎年1万枚発注されているが、実際に利用されている枚数は7000枚程と発注枚数と利用枚数に大きな差がある。1枚の発注単価は190円程度のため、単純に算出しても57万円ほどの予算が必要以上に計上されていることになる。このように必要以上に予算が計上される原因として、実際に受診票が何枚使用されたか確認されていない事が挙げられる。今後も少子化により対象者数が減少し、利用枚数が少なくなると考えられるため、每期、使用枚数を確認し、ある程度の予備枚数を考慮した上で必要以上の発注とならないようにするべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の妊婦健康診査受診票の発注は8,500枚で実施、前年度と比較し、118,019円削減した。 ・総合出張所分の在庫把握ができるよう報告書を修正し、各区へは引き続き在庫管理を徹底するよう指示した。 	<p>令和3年 (2021年)5月 31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	
<p>【受診率の低下について：意見】</p> <p>妊婦健康診査の1回目、乳児健康診査の3か月の受診率は高い割合となっているが、乳児健康診査の7か月は若干、低くなっている。担当者に質問したところ、生後6か月までにほとんどの予防接種が済み、医療機関へ行く機会が減ることも一因ではないかとの回答があった。乳児の健康状態を専門家に診てもらい重要性を考えると、7か月乳児健康診査の受診率も上げる必要がある。</p> <p>市のホームページ「乳児（3か月児・7か月児）健康診査」で確認したところ、市は受診対象者に対して乳児健康診査直前に個人通知しておらず、自発的な受診が必要な状態である。7か月の乳児は3か月の時と比べ動きが活発で保護者の負担が増加している時期である。さらに職場復帰に向けての準備などで多忙な日々をおくる中で、乳児健康診査を失念し受診機会を逃してしまうこともあると思われる。市は受診対象者の把握ができていないため、医療機関と連携し、診査の時期が近づいたら医療機関から受診対象者に通知してもらうなどの対応を検討する必要があると考える。</p>	
措置内容	措置日
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の7か月健診の受診率は97.7%に上昇。 ・引き続き受診率向上に向け、ホームページで周知するとともに、公式LINEでの周知により、さらに受診勧奨を行う。 ・なお、転出者を除く健診未受診者については、全てフォローを行っている。 	<p>令和3年(2021年) 8月25日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【養育支援家庭訪問が必要かどうかの判断について：意見】</p> <p>市の事業担当課は、「こんにちは赤ちゃん事業」による保健師又は助産師の訪問の報告、相談者からの情報、相談者の健診結果、家庭訪問の状況などから、養育支援の要否について課内専門職の意見を踏まえ総合的に判断を行っている。</p> <p>養育支援家庭訪問が必要かどうかの判断の偏りを最小限にし、事業の公平性を保つためには、HAW ネットに登録されたチェックリストの結果などをもとに一定の基準を設けて、これにより抽出される仕組みを検討することも必要と考える。</p>	<p>・チェックリストを作成。令和3年8月から市の事業担当課が運用を行っている。</p>	<p>令和3年 (2021年)8 月25日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	
<p>【他事業への連携方法について：意見】</p> <p>要支援者が適切な養育の実施を確保するためには、場合によって他事業と連携する必要があり、訪問者や市の担当者のスキルやキャリアに過度に依存しない判断の基準が必要となってくる。現在、養育訪問時に訪問者が毎回報告書を記入し、市へ報告することで要支援者の状況を共有する仕組みとなっていることは評価でき、その報告の内容によって他事業との連携の必要性が検討されている。報告方法として報告事項を文章でまとめる形式がとられており、定性的な状況の確認はできているが、訪問時のチェックポイントに見落としが起る可能性があり、文章の伝わりやすさや報告を受ける側の捉え方などによって伝わる情報に差が生じる可能性もある。</p> <p>報告書のフォーマットに虐待の有無のような必ず確認しなければならない項目をチェックリスト形式で追加することや、担当者の判断に加えてHAW ネットを用いた点数評価システムを取り入れることなどを検討する必要があると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>・チェックリストを作成。令和3年8月から市の事業担当課が運用を行っている。</p>	<p>令和3年(2021年)8月25日措置済</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	
<p>【システム間の連携について：意見】</p> <p>要保護児童対策事業では様々な部署・部門から情報収集し記録しているが、報告のあった情報を独立したシステムに入力・管理をしている。このため、情報の入力漏れにより必要な情報の共有漏れが発生する恐れがある上、事務作業の負担も大きくなっている。</p> <p>システムを共通システムにすることはアクセス制限等を設けて情報の秘匿性の観点に注意する必要があるが、例えば、HAW ネットシステムと虐待関連のシステムにおいて、共通している情報についてはシステム連携をし、それぞれで管理している情報などを更新した際にも常にどこのシステムからでも最新の情報が確認できるような仕組みで運用できないか検討する必要がある。その結果、情報の共有漏れを防止できるだけでなく、入力・更新等の事務作業にかかる負担を大幅に軽減することも可能となり、対応の即時化やより質の良いサービスの提供につなげるために時間を割くことができるようになると思われる。</p>	
措置内容	措置日
<p>・業務上必要がある職員のみが情報共有する仕様とした上で、効果的な連携が図れるよう、「要保児童等に関する情報共有システム」の利用と、HAWシステムと現行の家庭児童システムとの統合に向け改修しており、令和4年1月に新システムを導入する。</p>	<p>令和3年(2021年)8月25日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	
<p>【既存事業の認知について：意見】</p> <p>助成対象となる事業は多岐にわたっている。実際に助成金の支給対象となっている活動内容をみても、対象となる活動を実施している子ども会やPTAは多数あると思われるが、過去5年間の平均申請件数は23.2件と多いとはいえない状況である。また過去の助成対象団体や支給回数等を確認すると、同じ団体が複数回助成を受けており、過去5年間の申請件数に対する採択割合の平均が96.6%と高い水準となっている。このことから、当事業を知っている事業者が複数回にわたり助成を受ける状況になっていると思われる。このような状況になる理由として、周知不足や事業目的が大枠で定められていることで、個人や団体が自身の事業が対象になるのかどうか判断しづらくなっていることが挙げられる。助成金対象事業かどうかを判断しやすくするためにも事業の趣旨を明確にし、事業周知のための広報活動などを行うことが必要と考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>・令和3年12月の団体募集の際に、ホームページや市公式LINE、まちづくりセンター等を活用し周知する。</p>	<p>令和3年(2021年)8月25日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【子ども食堂の情報発信について：意見】</p> <p>子ども食堂に関する情報をまとめた専用のホームページを作成し、一覧と地図のどちらからでも所在地を確認できるようなわかりやすい仕組みを整えていることは評価できる。また市民が常に最新の情報を取得できるよう定期的に情報の更新が行われていることは、市民の満足度を高める仕組みといえる。その上でより満足度を高めるためには、現在運用されているPC用サイトのみならずスマートフォン用サイトの拡充を図ることが必要と考える。20代～40代の子育て世代の8割以上はスマートフォンをインターネット接続端末として活用しており、またスマートフォンからPC用サイトは見づらい状況となっているためである。</p>	<p>・区毎の内容を拡充掲載し、検索しやすい方法へと変更済。</p>	<p>令和3年 (2021年)8月 25日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【子ども食堂の設置場所について：意見】</p> <p>子ども食堂は、地域住民や団体等が主体となり取り組んでいる事業であり、地域により設置数に大きくばらつきがある。</p> <p>このため、設置数が少ない地域で事業者の拡充を図り、必要とする子ども達が居住地に関係なくサービスを楽しむことができるようする必要があると考える。</p>	<p>・4月に実施されたまちづくりセンターとの会議で子ども食堂の取組を紹介、まちづくりセンターを通じ地域へ周知依頼。また新たに運営されている子ども食堂の情報は、まちづくりセンターや既存の子ども食堂等に提供を依頼するとともに、インターネットやSNSで収集し、ホームページに掲載、周知している。</p>	<p>令和3年 (2021年)5月 31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	
<p>【不正受給の取り扱いについて：指摘】</p> <p>市は受給資格が継続しているかを確認するために、毎年児童扶養手当の受給者に対して現況届を郵送するとともに、事実婚状態にあると考えられる世帯については、個別に訪問するなどして事実関係を把握している。このことは過払金の発生を防ぐ方法として評価できる。</p> <p>これらの確認を行っているものの過払となった債権については、その発生状況によって、「過払金」か「不正受給」かに分けて管理することが必要である。「不正受給」の場合であれば、強制徴収ができるためその回収可能性は高くなる。</p> <p>このことを踏まえて過去の事案をみると、数年に渡って事実婚状態にあったにも関わらず手続き遅れによる「過払金」として処理されているケースが一定数あり、この中の一部は時効となり多額の不納欠損として処理されている。一方で、「不正受給」として処理している案件は0件となっている。</p> <p>一律に「過払金」として処理するのではなく、内容を検討し、必要な場合には「不正受給」として扱うことが必要である。</p> <p>また、市では手当の申請時において、発生事由として多い事実婚等の受給資格の喪失などについて説明しているが、これに加えて、申請者から説明を受けた旨の署名を入手することも必要と考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>・児童扶養手当法第23条に規定の「偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者」に該当しないか、受給資格者のプライバシーに配慮した上で事実確認を慎重に行い、適切な債権管理及び新規申請の際に喪失事由の説明をすると共に過払いの場合は返還が必要になる旨を説明し、新たな債権発生の防止に努めるとともに、受給資格者が「喪失することを知っていた」ことを確認出来る場合は「不正受給」として取扱う。また、認定請求書及び転入届の署名欄に「受給資格に関する全ての説明を受け確認し承知しました。」との本人確認欄を追加した。</p>	<p>令和3年(2021年) 10月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【システム委託費と管理システムの仕様について：意見】</p> <p>児童扶養手当の制度は全国の自治体で一律に行われている制度であるため、昨今大きな改革が行われようとしている行政業務システムの統一化・標準化の流れを早急に取り入れるべきである。児童扶養手当の管理システムを市独自の仕様で発注するという進め方になると、高額な費用が発生するばかりでなくオリジナル仕様のためメンテナンスや改変等が必要となった際に他の会社が入ることができず、最初に契約した会社との随意契約状態が続いてしまう。このような状態では入札制度自体が意味をなさず、特定の会社の提示する金額で契約をしなくてはならない可能性が高い。</p> <p>「熊本市だけで個別のシステム契約をする」ということを改めて議論し、近隣自治体と共同のシステム活用やオープン仕様のシステムを導入するなどの検討をするべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月25日閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に記載してある総務省の「自治体業務システム統一・標準化加速策」の対応期限目標である令和7年度に合わせて準備しており、令和4年夏に公開される予定の仕様書について等、国からの情報収集に努め、情報政策課とも連携しながら標準化に向けて進める。 ・国の展開を注視しながら、早急に取り組むことができるよう、情報政策課と連携して進める。 	<p>令和2年 (2020年)12 月25日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【給付管理簿について：指摘】 監査人が監査を行った際、令和元年度の高等職業訓練（高等技能訓練）年度別受給者一覧表の中に、支給額が誤って記載されている部分を数ヶ所確認し、その後正しい管理簿に修正された。このような間違いは、引き継ぎが適切に行われていないことや記録したものをチェックする体制が確立されていないことに起因している。統計資料における根拠データとなるような管理簿の作成については、正しく作成、保存ができるようにダブルチェックをするなどの体制を構築する必要がある。</p>	<p>・ダブルチェックを行うため、管理簿に新たに正副担当者確認欄を追加した。他の業務でも同様に管理簿を作成しているものについては正副担当者確認欄を追加。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

指摘事項等

【私立地域子育て支援センターの業務委託に関する事業実績の適切な確認について：指摘】

私立地域子育て支援センター事業については、認可保育所を運営する社会福祉法人等へ業務を委託している。事業終了後、委託先から決算書を入手し、委託事業の実施内容の確認及び委託料の精算を行っている。

市が入手した事業報告書及び決算書について査閲を行ったところ、次のような事項が検出された。

○科目の記載

委託業務であるにも関わらず、歳入の科目として「経常経費補助金収入」と記載している。これは、以前は補助事業として実施していたことから、市が示した決算書のひな形が修正されていないため生じている。

○歳入合計と歳出合計

歳入合計と歳出合計が一致していない。

○決算書と見積書の整合性に係る確認

費目によっては決算書の金額が見積書の金額を大きく超過しているものがあるが、その理由を確認していない。

○決算書の精査

例えば、

- ・専任の保育士の実際の出勤状況の確認
- ・支出項目が地域子育て支援センター業務にかかる費用かどうか（＝保育園側の経費が混じっていないか）

といった視点で、具体的な確認までは行っていない。

適切な委託費の執行のため、委託事業にかかる支出内容について、必要に応じて委託先へ照会したり、支出に関する証憑や専任保育士の出勤簿を確認するなど、より具体的に精査を行うべきである。

また、市は委託先に対して、適切な科目等に修正したひな形を提示するとともに、記入方法等を適切に指導する必要がある。

措置内容	措置日
<p>○科目の記載 R3年3月に決算書（ひな型）修正済み。</p> <p>○歳入と歳出合計 決算においては、持ち出し分の金額を、歳入に計上して報告するようR3年3月に文書を発送済み。</p> <p>○決算書と見積書の整合性に係る確認 決算書の歳出科目毎の決算額により確認し、疑義が生じた場合は聞き取りを行うこととした。</p> <p>○決算書の精査 施設を訪問し、施設確認を行う際に保育士の配置や出勤状況の確認を行っている。 決算書の備考欄へ支出内容の記載を詳しく記載するよう指導し、疑義が生じた場合は聞き取りを行うこととした。</p>	<p>令和3年(2021年) 3月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	
<p>【仕様書に記載された業務内容の履行の確認について：指摘】</p> <p>「熊本市ファミリー・サポート・センター事業委託業務仕様書」によれば、委託業者が実施すべき委託業務の内容は多岐にわたっている。</p> <p>一方で、事業の実績報告としては、仕様書に従い委託業者が市に対して、月に1回「月間活動報告書」を提出しているが、当該報告書では毎月の「年齢別活動人数」「活動内容別件数」「地区別会員数」「新規登録者数」の記載があるのみで、前述の多岐にわたる仕様項目が適切に履行されているか確認できない。</p> <p>また、契約書（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年契約）及び仕様書において、仕様書に基づいてすべての項目を適切に実行したことを記載した事業報告書の提出を求めている。</p> <p>委託業者の業務の履行状況については、市は委託業者と随時連絡を取っており、その都度事業の履行状況を確認しているとのことである。</p> <p>しかし、市は仕様書に記載されたすべての項目が「網羅的に」履行されているかどうかについて、契約開始から特段確認してこなかった。</p> <p>よって市は、委託業者に対して少なくとも年に1度、仕様書に記載された業務内容をすべて実施していること確認するために、事業内容を網羅的に記載した事業報告書の提出を求めるとともに、網羅的な履行状況の確認を適切に行うべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>・仕様書の項目を一覧で確認できるチェック表を新たに作成し、委託業者と定期的に行っている定例会議の場面で確認していくよう改善を図った。</p>	<p>令和3年(2021年) 4月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	
<p>【契約期間中における委託業者の登録漏れの発生について：指摘】</p> <p>市が業者と契約を行うには、競争入札、随意契約に関わらず、業者登録名簿に登録された業者であることが原則となる。やむを得ず未登録業者との契約をしなければならない場合には、未登録の業者についての合議が必要となる。</p> <p>熊本市ファミリー・サポート・センター事業委託業務については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年契約であり、契約の時点で委託業者が業者登録名簿に登録していることを確認したうえで、契約を行った。</p> <p>その後、契約期間中である令和元年6月に業者登録の更新が漏れていることが判明したため、その段階で市は未登録業者との契約について決裁をとっている。</p> <p>結果的に、平成31年4月、令和元年5月、6月については、合議を得られないまま未登録業者が契約を継続していたことになり、問題である。</p> <p>市は、再発防止につとめ、特に長期継続契約の場合には、登録の状況を適時に確認すべきである。</p> <p>なお、熊本市契約政策課に確認したところ、契約時点で3か年の契約を行っており、その契約期間内に業者登録が切れた場合でも、契約上影響は無い旨を確認している。</p>	
措置内容	措置日
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度末に業務委託一覧への登載の有無を確認するため、当課契約業者の業務委託(指定管理含む)リストを作成し確認することとした。 ・また、未登録の場合には、必ず契約政策課に申請済か確認の上、必ず契約前に合議を行うこととした。 	令和3年(2021年)3月1日

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【活動件数（一般）の減少傾向について：意見】</p> <p>依頼会員数及び協力会員数の登録状況は、過去5年間でほぼ横ばいである。一方、活動件数（一般）については、令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響もあったとはいえ、年々減少傾向にある。</p> <p>例えば、委託業者が実施しているアンケート結果の分析を実施するとともに、市と業者が連携して活動件数の増加に努めることが必要と考える。</p>	<p>・毎年行っているモニタリングや講習会の際に行うアンケートで得られた意見をもとに、出前講習会の開催や休日開催を実施した。また協力会員の送迎について心配な意見に対応するため、安全運転フォローアップ研修を取り入れるなど、安心安全な活動の実施に努めた。</p> <p>引き続きモニタリング等で得られた分析結果を踏まえ、利用しやすく市民ニーズにあった事業の見直しを図り、活動件数の増加に努める。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	
<p>【平日の夜間及び休日における相談対応の改善について：意見】</p> <p>子ども・若者総合相談センターでは、平日の夜間及び休日も含め、24時間体制で電話相談に対応している。</p> <p>平日の夜間及び休日については、夜間・休日子ども・若者相談員が1名体制で相談対応にあたるとともに、児童相談所の電話窓口としても対応している。また、児童相談所の電話窓口としての対応には、緊急性を要する「通告」にかかわる連絡も含まれている。</p> <p>そのため、子ども・若者相談センターへの電話対応を行っている中で、児童相談所の電話対応が必要になった場合には、子ども・若者相談センターへの電話対応をいったん中断して、緊急性を要する可能性のある児童相談所の電話対応をすることとなる。なお、平日の夜間及び休日に子ども・若者相談センターの電話相談を受ける場合は、あらかじめ「児童相談所に関する電話が入った場合には、緊急を要するため、相談を中断する場合があります」旨の説明をして、相談者の同意を得ている。</p> <p>しかし、相談者の立場からすれば、せっかくの相談の機会を逸することにもなりかねず、24時間対応のプラスの側面が損なわれる可能性がある。</p> <p>よって、平日の夜間及び休日については体制を2名体制にする、または児童相談所の窓口機能を切り分けて実施するなど、相談者の相談の機会確保に万全を期すことが必要と考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>・子ども・若者総合相談センターでの相談対応に加え、令和3年4月、児童家庭支援センターを新たに設置し、専門性の高い支援を行うことにより機能強化を図る。</p>	<p>令和3年(2021年)4月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【子ども・若者総合相談センターにおける情報発信の充実強化について：意見】</p> <p>子ども・若者総合相談センターでは、毎年度、啓発カード、ポスター、リーフレットなどを作成し、学校や関係機関へ配布を行っている。また、ホームページの作成やラジオ出演など、さまざまな方法により広報を行っている。</p> <p>一方で、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を介した子ども・若者総合相談センターに関する情報発信は行っていない。</p> <p>SNSによる情報発信の方法は、相談者が学校などの関係機関との接点がない場合であっても、誰でも閲覧可能であり、相談したい者が子ども・若者総合相談センターの存在を知るきっかけとなりうると思われる。</p> <p>したがって、市は、SNSを用いた子ども・若者総合相談センターに関する情報発信を検討することが必要と考える。</p>	<p>・令和3年10月7日にSNS（ツイッター）による周知を行い、今後も定期的に投稿を実施する。</p>	<p>令和3年 (2021年)10 月7日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【広報活動の効果の把握について：意見】</p> <p>子ども・若者総合相談センターでは、前述のとおり、様々な手段により子ども・若者総合相談センターに関する広報活動を行っている。</p> <p>電話相談等を受けるにあたっては、子ども・若者総合相談センターの存在をどの媒体で知ったか、という質問を（可能な場合に）実施しているが、特段、年間集計をして分類・分析を実施しているわけではない。</p> <p>広報活動の効果을把握し、今後の広報活動への参考とするため、可能な限り紹介元を集計・分類することが必要と考える。</p>	<p>・相談があった際に媒体先を尋ねることは難しいが、令和3年6月に啓発カードを配布しており、令和7月中旬時点で小・中・高生からカードを見たと言う電話相談・メール相談は約50件であった。</p> <p>※電話相談：29件、メール相談：21件、ホームページ33件</p> <p>・令和3年(2021)6月24日～令和3年(2021)7月13日の期間に小中高と保育幼稚園へカード配布(約143,000枚)。</p>	<p>令和3年 (2021年)7 月13日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【相談後の状況の把握：意見】</p> <p>子ども・若者総合相談センターでは、相談者との相談内容をもとに、必要な情報提供を行ったり、可能な場合には専門機関へ相談者を紹介したりしている。</p> <p>しかし、その後、相談者がどのような対応を行ったか、不明なケースも多い。</p> <p>相談対応の効果を適切に把握するために、可能な範囲で、相談者のその後の対応状況を把握し、分析することが必要と考える。</p>	<p>・住所氏名等で相談者が特定できた場合については、繋いだ専門機関に状況を確認し、情報を把握するとともに、相談内容を分析し、今後の相談対応に繋げるよう改善を図った。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 子ども支援課

指摘事項等	
<p>【現金回収について：指摘】</p> <p>平成29年度以降の新規の貸付金については、その回収方法として口座引落しが原則となっているが、それ以前の貸付は現金回収が原則であった。貸付事業であるため、実行時に口座引落しを条件とすることは可能であり、もっと早い時期に口座引落しに移行すべきであった。</p> <p>市は、過年度の貸付について口座引落しへの移行を進めているが、その移行割合は7割～8割にとどまっている。不正防止と事務効率及び正確性の向上のためにも、返済方法は現金回収をできるだけ廃止し口座引落もしくは払込に移行すべきである。</p> <p>不正防止において、現在までに償還専門員による不正は発生していないとのことであるが、現金回収の場合は実際の回収金額よりも少ない金額を回収したと報告する不正が容易にできてしまう状況であり判明しづらい。そのため不正額が多額となる恐れも十分に考えられる。不正防止のためにも現金回収から口座引落などに切り替えるなどの対策を早急にとることが必要である。</p> <p>また、事務の効率及び正確性の向上の観点からも、口座引落もしくは振込とすることで債務者の返済状況は常にデジタルデータで収集できるようになる。その結果、現行の手入力による返済額の記録作業が省けるうえ、誤記録防止のための複数人によるチェックも減らすことができる。これは多くの作業時間の削減にもつながり、今まで作業に費やしていた時間を相談時間に充てる事で、より充実したサービスの提供が可能になると考える。</p>	
措置内容	措置日
<p>・平成29年度以前の貸付利用者については、償還専門員による訪問徴収や納付相談の際に口座振替申込書を交付。さらに、令和3年6月に納付書払い者に対し、口座振替依頼の文書を発送し、収納率の向上に努めている。</p>	<p>令和3年(2021年) 6月15日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【加算率認定申請書について：指摘】</p> <p>A園の提出した『令和元年度(2019年度)処遇改善加算Iに係る加算率認定申請書』の「昨年度の処遇改善加算率認定申請以降に異動(新規採用・退職)があった職員について、異動内容を記載」の項目に記載漏れがあった。</p> <p>申請書に記載漏れがあると加算率を誤るおそれがあり、ひいては給付費の金額を誤る事態を惹起しかねないため、市は保育園に対し申請書の記載漏れ等があった場合は適切に指導する必要がある。</p> <p>なお、『令和元年度(2019年度)対象職員名簿』に記載漏れはなかったため、平均勤続年数の算定は正しく行われており加算率は正確に算定されていた。</p>	<p>資料については、加算率には影響がなかったため、職員異動等があった場合には記載するよう指導した。また、対象名簿との照合に記載漏れがある申請書は、再提出を求めるようにした。</p>	<p>令和3年 (2021年)9 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【非常勤職員一覧表について：指摘】</p> <p>B園の提出した「令和元年度(2019年度)非常勤職員一覧表」に1日の時間数6時間、1月あたりの日数20日の職員が含まれていた。非常勤職員の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している職員は常勤職員とみなして「令和元年度(2019年度)対象職員名簿」に含めて記載し平均勤続年数を算定すべきである。</p> <p>なお、当該事案については上記職員を含めて平均勤続年数を算定しても加算率に影響はなかったが、「非常勤職員一覧表」の記載が不正確だと加算率を誤るおそれがあり、ひいては給付費の金額を誤る事態を惹起しかねないため正確な記載が必要である。</p>	<p>資料については、加算率には影響がなかったため、非常勤職員一覧の記載内容を指導した。また、申請書において加算に影響がない場合においても、再提出を求めるようにした。</p>	<p>令和3年 (2021年)9 月1日</p>

令和 2 年度(2020 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【申請書の添付書類について：意見】</p> <p>『令和元年度（2019 年度）処遇改善加算 I に係る加算率認定申請書』については、昨年度の処遇改善加算率認定申請以降に異動（新規採用・退職）があった職員についてのみ『履歴書』『特定教育・保育施設等雇用証明書』を添付書類として提出すればよいが、異動がなかった職員分についても『履歴書』を添付している保育園が多数あった。</p> <p>添付が不要な職員についても『履歴書』を提出することは、保育園にとっては不要な書類作成時間を浪費する一方、市においても提出された『履歴書』について本来は不要な検討時間を浪費することから市は保育園に対し添付書類が必要となる要件を分かりやすく伝えることが望まれる。</p> <p>上記以外の申請書類でも『キャリアパス要件届出書』の提出が不要なケースにおいても同届書を提出している保育園が散見された。</p> <p>申請書類について、簡素化できるかどうかの検討や保育園に対する説明をより丁寧に実施することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
令和 3 年度処遇改善等加算認定申請書の依頼文において、令和 2 年度（2020 年度）申請時に在籍していた職員の履歴書及び雇用証明の提出の必要がない旨を記載した。	令和 3 年(2021 年) 8 月 5 日

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【令和元年度(2019年度) 年齢別平均児童数算定表について：指摘】</p> <p>年齢別平均児童数算定表において昨年度の実績児童数に市が予め定めた一定の係数を乗じて算定せずに、施設独自で児童数を見込む場合は「理由」の記載が必要だが記載がないケースが散見された。</p> <p>市は施設独自で児童数を見込む保育園から申請があった場合は、「理由」の記載の有無を確認するとともに合理的な理由に基づいて児童数が見込まれているか検証する必要がある。</p>	<p>年齢別平均児童数算定表において、施設独自で児童数を見込む場合の理由が未記入の施設においては、理由記載の上再提出の依頼をするよう改善した。</p>	<p>令和3年(2021年)9月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【施設型給付費の支払手続きについて：意見】</p> <p>私立保育所への施設型給付費の支払はシステムから会計管理者へ支払データが提出されるが、市外の公立保育園に対する支払データは、保育幼稚園課の担当者がデータを作成しUSBにデータを入れて会計管理者へ提出している。</p> <p>保育幼稚園課の担当者が支払データを作成すると人の手が介在することから誤謬リスクが相対的に高まり、またシステム上で対応できれば業務の効率性も高まることが期待されることから、市外の公立保育園に対する支払データもシステム上で会計管理者へ提出できないかどうか、追加のシステム対応費も考慮のうえ検討することが必要である。</p>	<p>市外の公立園に対するUSBによる支払いデータの取扱いについては、全庁的な対応が必要であることから、システムの所管課等関係課（情報政策課、財政課及び会計総室）へ追加システムの検討を要望した。</p>	<p>令和3年 (2021年)8 月18日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【地域型保育給付費の過払いについて：指摘】</p> <p>地域型保育事業への給付費の支払いについて、市外転出児童（合志市在住）の2名の給付費2か月分（令和元年5～6月分）688,840円が過払いになっていた。市外転出児童についてはエラー等要確認リストに記載されるが、これを見落とし給付費の支払いを行っていたものである。</p> <p>エラー等要確認リストの検証は上席者が実施することや、エラー等要確認リストのエラーが解消されないと給付費の支払いを実施できないようにするなどして再発防止を確実に実施する必要がある。なお、当該過払金については返還されている。</p>	<p>システム入力作業とエラーリスト修正を担当と班長に確認することとし、適切に実施した。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【資料の管理の見直し：指摘】</p> <p>保育幼稚園課にて処理した一般需用費のファイルの内に、同じ保育幼稚園課にて行う他事業である「保育課一般管理経費」、「公立保育所一時預かり事業」、「公立児童発達支援事業」及び「公立保育所延長保育促進経費」の文書が綴じられていた。</p> <p>一般需用費のファイルの内に綴じられている「保育課一般管理経費」、「公立保育所一時預かり事業」、「公立児童発達支援事業」及び「公立保育所延長保育促進経費」の文書については、所在の状況が明らかとは言えず熊本市文書に関する訓令に従った適正な処理とは言えない。</p>	<p>事業ごとにファイルへの綴じ方に統一ルールを定め、他の事業についても見直した。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【保育所ごとの管理の見直し：意見】</p> <p>熊本市に対する平成24年度包括外部監査報告書においては、市立保育所の経費の削減及び業務の効率的運営を行うためには、市立保育所全体として収支管理を行うことは必要であるが、市立保育所の施設別の収支管理も不可欠であり、市立保育所の民営化の効果を検討する場合も市立保育所別の収支管理は必要とされている。</p> <p>19園ある公立保育所の管理運営を行うにあたり、一般需用費、燃料光熱水費、医療材料費以外については全体をひとつとして管理運営を行っており、保育所ごとの状況については保育幼稚園課においても各保育所においても把握できていない状況のままである。</p> <p>保育所ごとの状況を把握することで、過年度比較分析や私立を含めた同規模保育所比較分析等が可能となる。このような比較分析を行いその結果を生かすことにより、保育所運営の経済性・効率性を向上させることが必要と考える。</p>	<p>保育園の規模の違いを含め業務委託等を一括しているものを除いて、管理できるものについては、園ごとの差引簿や一覧表を作成し、増減が確認できるように努めている。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【入札の立会に係る報告書の作成：意見】</p> <p>「熊本市社会福祉施設整備に係る工事契約事務取扱について」では、公共事業に準じた一連の手続きについて厳格に定めているが、市職員が入札に立会った際の報告書が作成されていない。入札立会時のチェックリスト等を作成し、これに基づいた報告書を作成することが必要と考える。なお、令和2年度からは報告書作成が行われていた。</p>	<p>監査前の令和2年度より報告書を作成している。</p>	<p>令和2年 (2020年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【資料の管理の見直し：指摘】 ファイルに年度又は年、文書ファイル名の記載がなく、検出に必要な整備が行われていないものがあつた。</p> <p>令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い事業が終了し、当時の担当者が異動しているため事実上担当者がない状況ではあるものの、文書の保存については、熊本市文書に関する訓令に従い適切に管理する必要がある。</p>	<p>事業ごとにファイルへの綴じ方に統一ルールを定め、他の事業についても見直した。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【交付手続きの見直し：指摘】 熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱で定められている手続きと実際の手続きが違うため、以下のような問題が発生している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市から保育所等に対する補助金交付申請書の提出依頼が3月19日に行われているため、保育所等は補助金の概算払いを受けることができない。(補助金交付申請書の提出依頼は、もっと早い時期におこなうべきものである) 2. 補助金交付通知と補助金確定決定が同一日付で行われており、「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」が順守されていない。 3. 補助金交付決定通知書には「請求の際には、本書の写しを添付すること」(請求の際とは実績報告書提出時)との記載があるが、保育所等が市に実績報告書を提出する際には、補助金交付決定通知書は受け取っておらず、この規定は順守されていない。 4. 補助金確定通知が5月中旬以降にされているため、3月31日を決算日とする保育所等の会計処理に支障を及ぼしている可能性がある。(確定通知はもっと早い時期に行うべきである) <p>また、補助金交付申請書と実績報告書の提出を保育所等に同時に依頼するのであれば、実績報告書で補助金交付確定を行うため、補助金交付申請書添付とされている予算書(延長保育促進事業分)は不要であったと考えられる。 このため、不要な資料の作成を行うこととなった対象施設、不要な資料の確認を行うこととなった市の双方にとって不要な事務負担が生じていたことになる。</p> <p>なお、令和3年度からは補助金交付申請書の提出依頼を早い時期に行い、補助金交付に関する手続きが「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」に沿った形で行われるようするとのことである。</p>	
措置内容	措置日
<p>要綱に従い交付申請時期や全体のスケジュールを見直しし、保育所等が補助金の概算払いを受けられるようスケジュールを早めた。また、要綱にあわせた手順書を作成した。</p>	<p>令和3年(2021年) 5月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【補助金支出明細書について：指摘】</p> <p>保育所等から市に提出された「補助金支出明細書」に研修費・保育材料費と記載があるが、当該支出に関する支出時期・支出金額・支出内容等を確認できる領収書等を入手していない。</p> <p>また、補助金支出明細書の提出に際して疎明資料の要否に関する明文規定はない。</p> <p>補助金支出の支出時期・支出金額・支出内容等の妥当性を検証するため領収書等を入手することが必要である。また、補助金支出明細書の提出に際して疎明資料の要否に関する明文規定の必要性について検討することも必要と考える。</p>	<p>要綱で、「資料の提出を求めることができる」との記載があるため、事業説明資料に、明細書の内容等を検証するための領収書等を添付してもらうよう令和3年度から記載した。</p>	<p>令和3年 (2021年)5 月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【予算額について：指摘】</p> <p>予算額には年度末の認可外保育施設等利用給付費が含まれているが、決算額に含まれていないため予算額 207,000 千円に対し決算額 70,441 千円となり、136,559 千円と多額の差異が生じている。次年度に支出した金額は 72,687 千円でありこれを考慮しても 63,872 千円と多額の差異が生じていることになる。担当者に質問したところ、当該事業の実施が初めてであったことから対象児童数を多めに見込んでいたこと、及び給付額も満額で見込んでいたため多額の差異が生じたとのことであった。</p> <p>予算策定時には適切な予算執行を行うため一定程度の精度を持って予算を策定する必要がある。また、年度末の認可外保育施設等利用給付費を翌年度に支出することが予め見込まれる場合は、これを予算策定時に考慮することが必要である。</p> <p>初めて実施する事業であっても適切な予算執行が求められるため、多めに予算を策定しても構わないとは言えず、一定程度の精度を持った予算策定を行うことが必要である。</p>	
措置内容	措置日
事業開始より申請実績が把握できるようになったことから、令和3年度予算要求から実績に基づき予算編成を実施した。	令和3年(2021年)5月31日

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【決算額について：意見】 決算額に次年度に支出した金額を含めないことは内閣府が策定した『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年3月5日版】(以下、自治体向けFAQ)』に準拠した事務手続きであり問題はないものの、あくまで例外的な事務手続きであることから市民(議会)への説明をより丁寧に行う観点からは、予算額には年度末の認可外保育施設等利用給付費が含まれているが決算額には年度末の認可外保育施設等利用給付費が含まれていないことを補足説明するなどの工夫が望まれる。</p>	<p>予算決算委員会厚生分科会で制度の説明済である。</p>	<p>令和3年 (2021年)5 月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【支出命令書の金額相違について：指摘】</p> <p>支出命令書の内容及び積算根拠欄に記載された、更訂前保育料と更訂後保育料の金額が、逆になっているものが1件あった。文書の作成は正確に行う必要がある。</p>	<p>会計総室に送付前の課内の決裁段階で記載ミスに気づくよう確認を徹底することとした。</p> <p>その後、返却された分についても、綴じ込む前に修正し、班長確認を実施することとした。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【修正依頼に対する対応について：指摘】</p> <p>支出命令書と伴にとじ込まれている戻出命令書において、正確性を確認する会計総室の担当者による修正依頼のコメントが記載されているにもかかわらず、修正がなされていない事例が1件あった。修正依頼が実行されなければ、ダブルチェックの意味合いがなくなり、業務の適正性を担保することができなくなる。ダブルチェックの結果生じた修正はもれなく行う必要がある。</p>	<p>会計総室から修正依頼された項目があった場合は、修正後、班長まで確認を行うことを徹底した。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【資料の管理の見直し：指摘】 保育幼稚園課にて処理した一般需用費のファイルの内に、同じ保育幼稚園課にて行う他事業である「公立保育所管理運営経費」の文書が綴じられていた。 一般需用費のファイル内に含まれている公立保育所管理運営経費の文書については、所在の状況が明らかとは言えず熊本市文書に関する訓令に従った適正な処理とは言えない。</p>	<p>事業ごとにファイルへの綴じ方に統一ルールを定め、他の事業についても見直した。</p>	<p>令和3年 (2021年)4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【施設等利用費請求書（償還払い用）について：指摘】</p> <p>幼稚園の預かり保育利用者から提出された『施設等利用費請求書（償還払い用）』の記載内容について請求額を多く記載しており、市の担当職員が正しい金額になるよう減額して訂正している事例があるが、当該訂正を電話で説明した記録が残っていなかった。</p> <p>保育幼稚園課の事務処理の内規上、不備がある場合は電話連絡し、不備の内容を伝え、電話で不備内容が確認できる場合は、付箋等に不備内容を記載しておくとなっていることから当該内規に従って事務処理を行う必要がある。</p> <p>本来は、郵便等で不備のある請求書を返却し、幼稚園の預かり保育利用者へ訂正を依頼したうえで再提出を求めるべきである。</p> <p>なお、郵便等での再提出を求めることは幼稚園の預かり保育利用者及び市の担当者の双方にとって事務負担があることからシステムを用いて処理する方法、メールで訂正依頼や請求書の再提出を求める方法等の是非を検討し双方の事務負担が荷重にならない配慮も必要であると考え。また、Q&Aを作成するなどして不備のある請求書の提出を減らすことも有益であると考え。</p>	
措置内容	措置日
<p>内規を改正し、請求書の不備について、請求者に電話連絡し、確認した訂正メモを請求書余白等に記載する。</p>	<p>令和3年(2021年)5月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【予算額について：指摘】</p> <p>予算額には年度末の幼稚園預かり保育利用給付費が含まれているが、決算額に含まれていないため予算額170,200千円に対し決算額18,381千円となり、151,819千円と多額の差異が生じている。次年度に支出した金額は17,305千円でありこれを考慮しても134,514千円と多額の差異が生じていることになる。担当者にヒアリングしたところ、当該事業の実施が初めてであったことから対象児童数を多めに見込んでいたこと、及び給付額も満額で見込んでいたため多額の差異が生じたとのことであった。</p> <p>予算策定時には適切な予算執行を行うため一定程度の精度を持って予算を策定する必要がある。また、年度末の幼稚園預かり保育利用給付費を翌年度に支出することが予め見込まれる場合は、これを予算策定時に考慮することが必要である。</p> <p>初めて実施する事業であっても適切な予算執行が求められるため、多めに予算を策定しても構わないとは言えず、一定程度の精度を持った予算策定を行うことが必要である。</p>	
措置内容	措置日
事業開始より申請実績が把握できるようになったことから、令和3年度予算要求より実績に基づき予算編成を実施した。	令和3年(2021年)5月31日

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【決算額について：意見】 決算額に次年度に支出した金額を含めないことは内閣府が策定した『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年3月5日版】(以下、自治体向けFAQ)』に準拠した事務手続きであり問題はないものの、あくまで例外的な事務手続きであることから市民(議会)への説明をより丁寧に行う観点からは、予算額には年度末の幼稚園預かり保育利用給付費が含まれているが決算額には年度末の幼稚園預かり保育利用給付費が含まれていないことを補足説明するなどの工夫が望まれる。</p>	<p>予算決算委員会厚生分科会で制度の説明済である。</p>	<p>令和3年 (2021年)5 月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【交付手続きの見直し：指摘】</p> <p>熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱で定められている手続きと実際の手続きが違うため、以下のような問題が発生している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市から保育所等に対する補助金交付申請書の提出依頼が3月13日に行われているため、保育所等は補助金の概算払いを受けることができない。(補助金交付申請書の提出依頼は、もっと早い時期におこなうべきものである) 補助金交付通知と補助金確定決定が同一日付で行われており、「熊本市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱」が順守されていない。 補助金交付決定通知書には「請求の際には、本書の写しを添付すること」(請求の際とは実績報告書提出時)との記載があるが、保育所等が市に実績報告書を提出する際には、補助金交付決定通知書は受け取っておらず、この規定は順守されていない。 補助金確定通知が5月中旬以降にされているため、3月31日を決算日とする保育所等の会計処理にも支障を及ぼしている可能性がある。(確定通知はもっと早い時期に行うべきである) <p>また、補助金交付申請書と実績報告書の提出を保育所等に同時に依頼するのであれば、実績報告書で補助金交付確定を行うため、補助金交付申請書添付とされている予算書(延長保育促進事業分)は不要であったと考えられる。</p> <p>このため、不要な資料の作成を行うこととなった対象施設、不要な資料の確認を行うこととなった市の双方にとって不要な事務負担が生じていたことになる。</p> <p>なお、令和3年度からは補助金交付申請書の提出依頼を早い時期に行い、補助金交付に関する手続きが「熊本市私立保育所等延長保育促進事業費補助金交付要綱」に沿った形で行われるようするとのことである。</p>	
措置内容	措置日
<p>事務処理については、補助金交付申請書の提出依頼を12月中に実施し、手続きを補助金交付要綱の規定の順守を徹底する。</p>	<p>令和3年(2021年) 5月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【説明会資料の見直し：指摘】</p> <p>当該事業の説明会資料である「令和元年度(2019年度)熊本市私立学校(幼稚園)補助金について」では、「補助額は原則、対象経費の50%以下が基準」との記載がある。しかしながら、要綱上このような記載はなく、補助対象である15園のうち11園が50%を超える助成金を受取っている。要綱上にない50%という基準を説明会資料に記載したことは適切ではない。</p> <p>説明会資料の記載をうけて交付申請額を対象経費の50%以下とした園があれば、公平性の観点からも問題がある。</p>	<p>令和3年度の事業説明会資料から、「補助額は原則、対象経費の50%以下が基準」の記載は削除済である。</p>	<p>令和3年 (2021年)6 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【補助率の見直しについて：意見】</p> <p>説明会資料である「令和元年度(2019年度)熊本市私立学校(幼稚園)補助金について」における「補助額は原則、対象経費の50%以下が基準」との記載は、市財政課から出された「熊本市補助金制度の見直し基準」に配慮して加えられたものである。</p> <p>説明会資料の当該記載は、この見直し基準に沿った対応を保育幼稚園課が図った結果と考えられる。補助金が50%を超えることについて、その必要性・妥当性について十分な検討を行い、必要性が認められるのであれば説明会資料の50%の記載は不要であった。また、50%を超える必要性が認められないのであれば、この見直し基準に沿った要綱に改正する必要がある。</p>	<p>財政課から、「熊本市補助金制度の見直し基準」が出されたときに、対象経費の50%以上になることもありうることを協議済であるため、令和3年度の事業説明会資料から、「補助額は原則、対象経費の50%以下が基準」の記載は削除済である。</p>	<p>令和3年 (2021年)6 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【事業の必要性の検討：意見】</p> <p>熊本市は、待機児童解消のため保育所等の整備によって量的拡大を図ったことに加え、保育の担い手である保育士の確保が課題となっていることから、効率的な就職支援を期待して外部委託を行っている。しかしながら、平成27年度に紹介件数248件、就職件数176件であった実績は、令和元年度には紹介件数25件、就職件数22件となっている。これに関して保育幼稚園課では、紹介件数・就職件数が落ち込んでいる理由を委託先と伴に分析し、件数増加の必要性を認識しているものの、事業自体の必要性の検討までは踏み込んでいない。事業開始から5年以上が経過し、潜在保育士の掘り起こしが進んでいることや、就職希望者は、委託先のみではなくインターネット等を通じて複数の就職斡旋業者に登録していることを考慮すると、事業の必要性について検討する時期が来ていると考える。</p>	<p>現在も、保育士が不足し、需要も高いことから、当事業の必要性は高いことについて共同で実施している県と協議し確認したところ。</p> <p>今後、さらなる登録者数の増加に向け、委託先に対し、より積極的な広報（テレビCM、SNS等）を行うよう依頼した。</p>	<p>令和3年 (2021年)3 月31日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【予算に係る事業費積算方法の見直し：指摘】</p> <p>平成28年度から令和元年度の4年間、予算額はすべて3,000千円と同額であり、予算執行率は32%から45%と低水準である。</p> <p>令和元年度の事業費の積算は、平成30年事業計画書提出件数×補助平均額としている。ここで平成30年事業計画書提出件数は、平成30年10月までの実申請件数に11月以降の申請見込み数を加えたものであり、補助平均額は上限額の1/2である50千円である。令和元年度予算においては、平成30年事業計画書提出件数を60件と見積もっており、60件×50千円=3,000千円と算定している。</p> <p>これと比較して令和元年度の実績は、補助金交付件数が33件で補助平均額は41千円である。補助金交付件数が予算積算時の55%、補助平均額が予算積算時の82%であり、双方とも実績が積算根拠を下回っている。また、過年度についても同様の見積りを行っており、結果としてすべての年度で60件×50千円=3,000千円と算定している。</p> <p>適正な予算を作成するためには、予算と実績に大きな乖離がある場合、事業費積算方法の見直しの必要性につき検討する必要がある。</p> <p>幼保連携型認定こども園の職員配置における資格要件の特例措置として特例期間が令和元年度末から5年延長され令和6年度末までとなった。今後も保育施設等から幼保連携型認定こども園へ移行した施設における保育士資格及び幼稚園教諭免許状を併有した保育教諭の確保および保育の担い手確保の為に保育士の増加を図ることにより、子どもを安心して育てることが出来る体制整備をすすめていく必要があるが、延長された期間中の特例制度を活用した資格取得者の補助申請の動向を予測しながら適正な事業費積算方法を検討することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
実績に合わせ、令和3年度の予算編成において減額した。	令和3年(2021年) 3月31日

指摘事項等	
<p>【収納率の向上について：指摘】</p> <p>保育料の収納率は平成27年度が90.6%、平成28年度が90.3%、平成29年度が91.2%、平成30年度が91.5%と改善傾向にあったが、令和元年度は89.8%と低下している。</p> <p>また、保育料の収納率は政令指定都市20市の中でも下位に属し(平成30年度は19位)、収納率の向上は喫緊の課題である。</p> <p>この点、閲覧した「市税・保育料に係る調査分析プロジェクト報告書」(平成30年10月)では、以下のように分析されている。(監査人要約)</p> <p>保育料の収納率は他の政令指定都市と比較した場合下位に位置し、口座振替利用率の著しい低さと、納付場所が金融機関に限定されることが要因であると考えられる。</p> <p>また、過年度分の収納率の低さも全体の収納率に影響を与えている。</p> <p>さらに、債権管理を担当する職員は、他の業務を兼ねて債権回収を行っているため、現状では債権回収を行うための十分な時間を確保することが困難である。</p> <p>このように、収納率が低い原因として</p> <p>① 他の政令指定都市に比べて、口座振替利用率が著しく低いこと ② コンビニ納付ができないなど納付機会が少ないこと ③ 納付しないことへのデメリットがないため支払優先度が低いこと などが考えられる。</p> <p>この他、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理票(簿)の適切な運用 ・滞納整理マニュアルの整備 ・債権回収の一元化 ・サービスサーの利用 ・延滞金の検討が収納率の向上に必要と考える。 <p>問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<ul style="list-style-type: none"> ・過年度の収納率向上のため、口座振替の推奨や差押等を実施する。 ・過年度の収納率の改善に努める。 	平成31年(2019年)4月1日

令和 2 年度(2020 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【口座振替について：指摘】</p> <p>熊本市の口座振替率は、平成 30 年度では 81.77%であり、政令指定都市 20 市の中では、最下位である。令和元年度の口座振替率は 93.64%へと 1 年間で 10%以上上昇し、政令指定都市 20 市の中で中位まで改善されている。これは、口座振替の勧奨を電話等で積極的に行ったことによるものであり、このこと自体は評価することができる。</p> <p>口座振替率の改善は滞納対策に有効であり、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「保育料を口座振替にすることにより、滞納者を早期に把握し滞納整理事務を迅速に行うことができ、その結果滞納件数の減少が期待できるほか、滞納件数の減少が滞納整理事務の軽減につながることを考えると、滞納整理事務の強化と同時に、口座振替利用率を高めるなどの滞納を発生させないような対策を考えることが必要と思われる。」と指摘されているところである。</p> <p>口座振替率が低いことについては以前から問題とされてきたところであり、改善されてきているが、今後も問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。</p> <p>なお、口座振替率の改善が滞納対策に有効なことは、市においても検証されており、平成 28 年度実績では、納付書による収納率は 69.20%、口座振替による収納率は 96.83%と 30%近い差が生じている。</p>	
措置内容	措置日
<p>監査対象年度の令和元年度（2019 年度）には口座振替率の改善を図るため、保護者への積極的な勧奨を実施した。</p> <p>その結果、平成 30 年度（2018 年度）の口座振替率が政令指定都市 20 市中 20 位であったが、令和元年度（2019 年度）は 10 位となった。更に口座振替率の改善を図るため、令和 2 年度（2020 年度）より、コールセンターを設置し、電話による勧奨を実施している。</p>	<p>令和 2 年(2020 年) 4 月 20 日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【コンビニエンスストア納付について：指摘】</p> <p>口座振替率の改善と同様にコンビニエンスストア納付は滞納対策に有効であり、平成24年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「保育料について、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付ができるようになっていない。保育料については、未だ金融機関での納付又は直接市役所（区役所）の窓口で納付する方法しかない。」と指摘されているところである。</p> <p>コンビニエンスストア納付については、以前から問題とされてきたところであり、令和元年度から開始されている。今後も問題点の改善にはスピード感をもってあたる必要がある。</p> <p>なお、平成21年6月からコンビニエンスストア納付を導入した国民健康保険料現年度分収納率においても、導入により収納率が向上しており、コンビニエンスストア納付が滞納対策に有効なことは、市においても検証されている。</p> <p>また、国民健康保険料におけるコンビニエンスストア納付占有率は増加している。</p>	
措置内容	措置日
<p>監査対象年度の令和元年度（2019年度）には、コンビニエンスストア納付を開始した。</p>	<p>令和元年(2019年)9月1日</p>

令和 2 年度(2020 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【差押えについて：指摘】</p> <p>差押えについて、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「熊本市の滞納率は、現年度・過年度ともに他の政令指定都市と比較して高い。熊本市は、平成 23 年度から滞納者に対して行政処分を行い始めたが、平成 22 年度まで、行政処分による積極的な滞納金の徴収を行わなかった結果が滞納率の高さに表れているものと思われる。滞納率の改善を図るには、悪質な滞納者に対して積極的に預金及び給与等の差押えなどの行政処分を行う必要がある。行政処分を行うことは、悪質な滞納者を牽制する効果もあるものと思われる。」と指摘されているところである。</p> <p>平成 24 年度の包括外部監査の結果を受けて、平成 24 年度から平成 27 年度までは差押えを実施していたが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の影響により、平成 28 年度及び平成 29 年度は預貯金調査及び差押えとも実施していない。</p> <p>平成 30 年度及び令和元年度は預貯金調査を実施したものの、差押え可能な対象がなかったため、差押えは実施せず、令和 2 年度から対象を拡大し差押えを実施している。</p> <p>平成 30 年度に差押え可能な対象がないことが分かった段階で対象の拡大を検討し、差押えを行うべきであったと思われ、少なくとも、令和元年度には対象を拡大し差押えを実施すべきであった。</p> <p>滞納率の改善を図るには、悪質な滞納者に対して積極的に預貯金及び給与等の差押えなどの行政処分を行う必要がある。</p> <p>また、給与等の差押えは実施していない。預貯金の差押えは直前に滞納者に口座移動などをされると有効でないこともある。この点、給与の差押えは悪質な納付義務者への牽制が期待できることから給与の差押えも積極的に実施する必要があると考える。</p> <p>また、行政処分以外にも保育所から納付義務者へ直接、納付書や督促状を配布してもらうなどの協力を得ることや納付義務者の同意を得たうえで児童手当を保育料へ充当するなど様々な工夫が求められる。</p> <p>滞納保護者数に占める差押件数は、千葉市が 15.0%・横浜市が 14.5%となっており両市は積極的に滞納者からの回収努力を行っている。また、1 件当りの差押金額は、福岡市が 1,241 千円・新潟市が 664 千円となっており効率的に滞納者から回収を行っている。</p> <p>保育幼稚園課においても他都市に見習い、滞納者からの回収を積極的かつ効率的に実施することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 2 年度（2020 年度）は、預貯金調査の範囲を広げるなど見直しを行い、差押を実施した。</p> <p>今後、福祉的配慮を行いながらも、差押を着実に進めていくため、個々の世帯の状況に応じ、給与等の差押などの行政処分を検討する。</p>	<p>令和 2 年(2020 年) 12 月 7 日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【滞納整理票（簿）について：指摘】</p> <p>滞納整理票（簿）について、平成24年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「保育幼稚園課が作成している滞納整理票は、本来の滞納整理票の機能を十分に果たしているとはいえない状況である。滞納整理票の作成目的を十分に理解しそれに即した記載を行うよう検討する必要があると思われる。また、長期にわたり回収が滞っている滞納者については、毎月、保育料納入指導員から上司へ状況を報告させ、長期滞納者対策会議等を開き、課全体で回収するための対策を検討するなど体制の整備も必要であろう。」と指摘されているところである。</p> <p>平成24年度包括外部監査の結果を受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムから出力した未納明細を添付することにより、未納残高と交渉記録を一元的に管理できるようにした。 ・上司によりパソコン端末から滞納整理簿の確認ができるようにした。 ・何度も催告を行っている者に対し、差押えを実施した。 ・熊本市財政局債権管理課と連携し月に1回同課への報告を行うようにした。 <p>等の改善が図られている。</p> <p>しかし、保育料についてシステム・滞納整理票（紙）・滞納整理簿（エクセル）を用いて管理しているが、それぞれの記載内容（滞納年月・滞納金額等）の整合性を確認できない状況にある。また、過去及び現在の滞納者の人数・滞納金額・不納欠損額等を把握するにはその都度システム会社に依頼しなければならず、回答を得るのに10日ほどを要しており、適時に保育料の収納状況を把握できない状況である。システムの改修等を行い、適時に保育料の管理に必要な情報を得られるようにして効果的かつ効率的な保育料の管理を行う必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の滞納整理の状況を調査した結果、半数以上がシステムで管理している。 ・令和3年度（2021年度）の催告事務処理にあわせて滞納整理票をデータ管理へ移行した。 	令和3年度（2021年度）9月1日

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【滞納整理マニュアルについて：指摘】</p> <p>滞納整理マニュアルについて、平成24年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「保育幼稚園課では、納税課の滞納整理マニュアル（平成12年作成）及び債権管理マニュアル（案）により滞納整理を行っている。保育幼稚園課独自で正式に保育料の徴収に関する滞納整理に関するマニュアルは作成していない。保育料は市税と違い保育料を徴収する際に園児の家庭の環境等を考慮し、滞納者といえども扶養義務者および被扶養者の権利（保育を受ける権利）を保護し、徴収職員の権利濫用を防ぐ配慮が求められる。そこで徴収職員が、滞納者と接触し、自主的な納付を促したり、滞納の原因等の事情を知り、保育料の減免や徴収を猶予するなど、円満な保育料の徴収を目指すことになる。このような状況を考慮し、保育料の徴収に適した正式な保育料の徴収に関する滞納整理マニュアルの作成が必要である。また、滞納整理マニュアルの作成により人事異動等による新任の職員教育が円滑に行え、かつ保育料納入指導員の債権回収業務を効率化でき、ノウハウの蓄積も可能と考える。」と指摘されているところである。</p> <p>「保育幼稚園課・収納担当マニュアル（2020年7月版）」が作成されているものの8-1執行停止において「※基準等の詳細は、「滞納処分の執行停止に係る運用マニュアル（H25年納税課作成）（2019年保育幼稚園課内規として決裁済み）」を参考とするもの。」と記載されている。</p> <p>滞納整理事務を行うにあたって納税課が作成したマニュアルを参考することは有用であるが、平成24年度包括外部監査報告書に記載のとおり、市税に関する債権と保育料に関する債権では滞納整理事務に関し異なる配慮が求められることから、市税と異なる配慮が求められる部分については保育幼稚園課独自でマニュアルを整備する必要がある。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和2年度（2020年度）は、マニュアルの整備を行った。</p> <p>しかし、指摘のあった執行停止については、納税課マニュアルを内規としているところであったため、保育幼稚園課独自のマニュアルを令和3年度（2021年度）に整備した。</p>	<p>令和3年（2021年） 4月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【サービスサーの利用について：意見】</p> <p>サービスサーの利用について、平成24年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「現在、「債権管理回収業に関する特別措置法（サービスサー法）」に基づき、法務大臣の営業許可を得て、債権管理回収を専門に行う民間の会社（以下「サービスサー」という。）がある。最近では、地方自治体によっては、サービスサーに一部の債権回収業務を委託する例がある。保育料や国民健康保険料などの滞納が多い債権に関しては、マンパワーや専門知識の不足等を補い、回収率の向上を図る一つの対策としてサービスサーの利用も検討する必要があると思われる。」と指摘されているところである。</p> <p>現在、サービスサーの利用は行っていない。なお、令和元年度までは保育料滞納対策嘱託職員を設置していたが、十分な効果が得られなかったため令和2年度においては廃止されている。令和2年度においては民間企業に保育料等の収納・督促業務を委託している。民間企業に業務委託することにより経費削減効果は見込めるが収納率の向上に寄与するかどうか往査日現在では不明であった。</p> <p>徴収業務の実施には、専門知識や経験等が必要であることから幅広い選択肢の中から収納率の向上に寄与するかどうかといった観点から検討することが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<ul style="list-style-type: none"> ・自力執行権を有している保育所保育料について、強制処分に当たる業務（例：質問検査権の行使による財産調査など）は、サービスサーを含めて民間へ委託することはできない。 ・強制処分に関連する補助的な業務（例：電話・文書による自主納付の呼びかけなど）は、サービスサーに限らず民間への委託は可能である。 ・委託によるメリットとして、勤務時間外も債務者に架電でき、職員が行うよりも接触の機会が増えることが挙げられる。デメリットとして、納付の相談には応じることができないため、結局担当課を案内することになること、債務者情報を最新のものに更新する作業に手間がかかること、個人情報をも民間事業者に渡すことに抵抗を感じる債務者がいることなどが挙げられる。 ・民間への委託の実施にあたっては、費用対効果はもとより、職員が強制処分に、一層注力できるかなどの観点から、個別に判断していく。 ・保育所保育料においては、令和2年度に、初期未納者に対する納付勧奨だけでなく、口座振替の勧奨についてもコールセンターへ業務を委託しており、今後とも民間委託の活用を行っていく。 <p>[債権管理課作成]</p>	<p>令和3年(2021年) 4月1日</p>

令和 2 年度(2020 年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	
<p>【不納欠損処分について：指摘】</p> <p>不納欠損処分について、平成 24 年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「平成 21 年度以降の不納欠損額は、平成 21 年度は 44,926 千円、平成 22 年度は 49,200 千円、平成 23 年度は 51,066 千円と毎年増加傾向にある。滞納金の収納に関して、収納通知書に納付年月が記入されているものはその年月で処理するのは妥当な処理と思われる。しかし、納入指導員の戸別訪問等など現金で分割払い或いは一括払いで徴収した収納額も現年分の収納に充てられているのは妥当な処理とは思われない。不納欠損額を少なくするためには過年度の滞納金の収納として処理すべきものと思われる。滞納者の滞納金を容易に不納欠損処理すれば、善良な納入義務者と不公平が生じ、悪質な滞納者が得をする結果となり好ましくない。」と指摘されているところである。</p> <p>平成 24 年度包括外部監査報告書に記載された状況から、下記表のとおり調定額が減少したことに伴い不納欠損額も減少している。</p> <p>しかしながら、預貯金差押えや給与差押え等の行政処分を実施せずに不納欠損処理を行っているケースが大半である。適切に保育料を支払っている善良な納入義務者と適切に保育料を支払っていない納付義務者（滞納者）の不公平を減らすため、安易に不納欠損処理を行う前に最善の回収努力を行うことが必要である。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 2 年度（2020 年度）は、預貯金調査の範囲を広げるなど見直しを行い、差押を実施した。</p> <p>今後、福祉的配慮を行いながらも、差押を着実に行っていくため、個々の世帯の状況に応じ、給与等の差押などの行政処分を検討する。</p>	<p>令和 2 年(2020 年) 12 月 7 日</p>

指摘事項等	
<p>【高額滞納者について：意見】</p> <p>高額滞納者について、平成24年度包括外部監査報告書「熊本市の保育事業の執行について」においても、「高額滞納者上位10件の滞納者は、収入が少なく保育料が払えず滞納に至っている者はいない。収入が少ない者もいるが、ほとんどの者が保育料の支払いは可能な収入があるにもかかわらず、保育料の支払いをしていない。例えば、滞納者2の者は、滞納整理票の訪問記録で自動車の費用と住宅ローンの支払いで保育料の支払いができなかったとの記録がある。市は滞納者に、保育料は住宅ローンの支払いなどより優先する差押えなどの自力執行が可能な債権（強制徴収公債権）であるということをしっかり教育する必要がある。また、悪質な滞納者に対しては戸別訪問時等において行政処分の可能性を考慮しながら滞納者の生活状況等の情報の収集も必要と思われる。さらに、上位10位の中に平成19年度の債権が7件あり、時効による債権の消滅が近づいてきている。市は、戸別訪問等で集金を行った場合には、可能限り過年度の滞納金の支払いに充て不納欠損額を少なくするよう努める必要がある。安易に時効による債権の消滅に至ることは、善良な納入者との間に大きな不公平を生じさせる。保育料の一部だけ納入し完納を考えず時効を待っているような、悪質な滞納者に関しては、早急に預金や給与の差押え等の行政処分を行い滞納金の徴収を行うべきである。」と指摘されているところである。</p> <p>高額滞納者上位10件の滞納者は、一番収入が少ない者でも4,000千円を超える収入があるため支払能力はあるものの支払意思が乏しいことが推察される。滞納金額10位の滞納者は、平成29年12月22日から入金がないが、債権金額が1,000千円を超えていないことから令和2年12月の差押実施予定者に含めていない。高額滞納者を選定するに当たっては、租税債権とは異なることから機械的に1,000千円を高額滞納者を選定するのではなく何か月分の保育料を滞納しているのかという観点で選定することも有用であると考えている。</p> <p>滞納整理票を閲覧したところ、滞納金額2位の滞納者は子供の学習費等で出費が高むとの記載があり、滞納金額3位の滞納者は自動車ローンが負担であるとの記載があり、滞納金額4位の滞納者は自動車ローンや消費者金融の支払いが負担であるとの記載があり正当な理由による滞納とは言えない。期限までに保育料を適切に支払っている保育義務者と期限までに支払わない保育義務者の間で不公平が生じる結果となっていることから、滞納者には厳格な対応が求められる。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和2年度(2020年度)は、預貯金調査の範囲を広げるなど見直しを行い、差押を実施した。</p> <p>今後、福祉的配慮を行いながらも、差押を着実に進めていくため、個々の世帯の状況に応じ、給与等の差押などの行政処分を検討する。</p>	<p>令和2年(2020年) 12月7日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【延滞金について：意見】 市は税に関しては条例で延滞金の徴収を行っているが、保育料については延滞金に関して条例を定めていないことから延滞金を徴収していない。しかしながら、期限までに保育料を適切に支払っている保育義務者と期限までに支払わない保育義務者の間で不公平が生じる結果となっている。</p> <p>また、保育料に延滞金が発生すると保育義務者に対して期限までに保育料を払わなくてはならないとの動機づけとしても有効であると考えられる。保育料に関しても税と同様に延滞金に関する条例を制定する是非について検討する必要があると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の調査結果では、徴収している都市が半数以上（回答のあった18市中、10市）であった。 ・令和3年度（2021年度）、保育幼稚園課独自のマニュアルを整備し、その中で、「個々の世帯の状況に応じた福祉的配慮について特に留意しつつ滞納整理を行うこと」を明記した。 ・個々の世帯の状況に応じた福祉的配慮を行う観点から、税と同様に延滞金をとることは慎重に判断する必要がある。 	<p>令和3年 （2021年）4 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【保留通知書について：意見】</p> <p>保留児童については保留通知書を発行しているが、保育所の入所希望者の中には保留通知を入手することで勤務先から休業（手当）を得ることを意図している者や希望の保育所に入所できないことを予想している者もいると考えられ、本来の入所希望者の入所に支障をきたしている可能性がある。本来の入所希望者の入所に支障をきたさないよう、他都市の対応状況を参考にするなど保留通知を入手することで勤務先から休業を得ることを意図している者等の把握に努めることが必要と考える。</p>	<p>令和4年(2022年)4月の利用申込書より「育児休業からの復職意思の確認」欄を設け、現状把握を行うこととした。</p>	<p>令和3年 (2021年)10 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

健康福祉局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施：指摘】</p> <p>令和2年度から実施することが想定されている、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査の実施が予定されていないため、国通知を基に集団指導や実地指導を行う頻度を規定した実施要項等を制定し、早急に実施する体制を整備する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の実施にあたり、監査の手順等を定めた要領等の策定及び監査実施体制の整備を行った。 ・施設への他の監査や巡回支援と重複する部分もあるため、一体的に実施することで効率的な監査を行う。 	<p>令和3年 (2021年)11 月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

教育委員会事務局 青少年教育課

指摘事項等	
<p>【各児童育成クラブで購入した消耗品にかかる検収について：指摘】</p> <p>各児童育成クラブには、各児童育成クラブで使用する日用品や救急用品などの消耗品等の購入に充てるため、割当金が予算措置されている。</p> <p>各児童育成クラブは、当該割当金の予算の範囲内で、消耗品等の購入を行う。消耗品等の購入にかかる事務の流れは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童育成クラブで品目を決定し、業者から見積書入手する。 <li style="text-align: center;">↓ ・ 児童育成クラブが業者に発注を行う。 <li style="text-align: center;">↓ ・ 業者は児童育成クラブに商品を納入する。児童育成クラブが納品物の検収を行う。 <li style="text-align: center;">↓ ・ 業者から児童育成クラブへ請求書を送付する。(直接、市青少年教育課へ送付される場合もある) <li style="text-align: center;">↓ ・ 見積書、納品書、請求書を児童育成クラブから市青少年教育課へ送付する。 <li style="text-align: center;">↓ ・ 内容を確認し、問題がなければ納品書に検収印を押す。 <li style="text-align: center;">↓ ・ 市青少年教育課において支出負担行為及び支出命令を行い、市青少年教育課が業者へ支払う。 <p>前述のとおり、実際に納品された現物の検収を行うのは児童育成クラブである。しかし、書類を確認したところ、市青少年教育課の検収印はあるものの、児童育成クラブにおいて検収が行われた証跡が確認できないものがあった。</p> <p>後日、適切に検収作業が行われたことを確認可能にするため、納品された現物と納品書の検収を適切に実施し、その証跡を児童育成クラブにおいて残す必要がある。</p>	
措置内容	措置日
各児童育成クラブで購入した消耗品等(クラブに納品)の検収については、納品された現物と納品書の検収及び検査印の押印を必ずクラブで行うよう改めた。	令和3年(2021年)4月1日

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

教育委員会事務局 青少年教育課

指摘事項等	
<p>【熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金にかかる決算見込書の精査の必要性について : 指摘】</p> <p>市に設置された児童育成クラブのうち、市が直営するクラブを除いた民営クラブ（平成31年4月現在、民間事業者8クラブ、公設民営8クラブ、計16クラブ）に対して、「熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金」（以下「補助金」という。）を交付している。</p> <p>補助事業終了後、市は民間クラブから実績報告書入手し、補助対象経費の妥当性を検討したうえで、問題がなければ補助金額を確定している。</p> <p>市は実績報告書の添付書類として、補助事業の予算額及び決算額（見込）を費目別に記載した「歳入歳出決算見込書抄本」を入手しているが、その内容について証憑と突合を行ったり現物確認を実施したりするなどの精査を行っていなかった。</p> <p>補助金の適切な執行のため、実施報告書に添付された「歳入歳出決算見込書抄本」については、決算見込額と確定した決算額との間に大きな乖離がないか、予算額と決算額の乖離の理由は何か、などといった視点で確認を行い、その内容を文書化すべきである。また、必要に応じて、現地調査を行い、領収証などの支出の証憑と突合を行ったり、実際の現物の確認を行ったりするなどして、より適切な精査を実施すべきである。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和3年度（2021年度）から熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金の交付については、実施報告書に添付された「歳入歳出決算見込書抄本」の内容を確認し精査した内容を文書化することとする。</p> <p>また、令和2年（2020年度）度分の交付実績と令和3年度上期分の監査を令和3年（2021年）7月に実施した際に現地調査を行い、令和2年度（2020年度）分の支出の証憑を確認し、現物確認を行った。</p>	<p>令和3年(2021年) 4月1日</p>

令和2年度(2020年度) 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について～

教育委員会事務局 青少年教育課

指摘事項等	
<p>【児童育成クラブ利用者負担金の妥当性の検討について：意見】</p> <p>利用者負担金については、原則として児童1人につき月額4,300円と設定している。この金額は、児童育成クラブ開設当初から変更されていない。</p> <p>当該4,300円の算定根拠について、市は、平成27年10月に保護者の負担割合（受益者負担割合）を1/2として、平成26年度の決算額をベースに試算を行っているが、その後は現在に至るまで、利用者負担金の妥当性についての検討は行っていない。</p> <p>市は、支援員の処遇改善や施設基準の達成に向けた取組など、現在の状況を踏まえたところで利用者一人当たりのコストを算出し、そこにあるべき保護者の負担割合（受益者負担割合）を乗じて、利用者が負担すべき負担額を試算することが望まれる。</p> <p>なお、受益者負担割合については、事業に対するその自治体独自の考え方が反映されるべきである。例えば、公益性が高い事業と判断されれば受益者負担割合は低率になるし、逆に代替可能性の高い事業であれば受益者負担割合は高くなる。したがって、市は児童育成クラブの公益性に関して判断を行い、試算にあたって使用する受益者負担割合を決定する必要がある。</p> <p>市は現在、サービスの拡充（開設時間の延長、高学年の受入れ）、運営の安定（支援員の処遇改善）、利用者負担金の見直しなど、児童育成クラブのサービスの拡充に向けた検討を行っており、令和3年度より対応を開始するとのことである。そのようななかで、前述の受益者負担割合の考え方に関する整理等については、今回に限らず今後も継続的に検討していくことが望まれる。</p>	
措置内容	措置日
<p>サービスの拡充については、令和3年10月1日より開設時間（午後6時まで→午後7時まで）を延長し、令和7年度（2025年度）までに高学年受入れを全クラブへ拡充できるよう施設整備等を進めているところ。このことに併せ、利用者負担金について月額4,300円を月額5,000円（午後6時まで利用）、8月の利用料金を月額9,500円（午前8時～午後6時）、延長時間利用分を1,200円（午後6時～午後7時まで）に条例改正を行った。</p> <p>今後も、運営費に対する保護者負担割合について毎年度確認を行い、利用者負担金の設定が適切であるか継続的に検討していく。</p>	<p>令和3年(2021年) 10月1日</p>